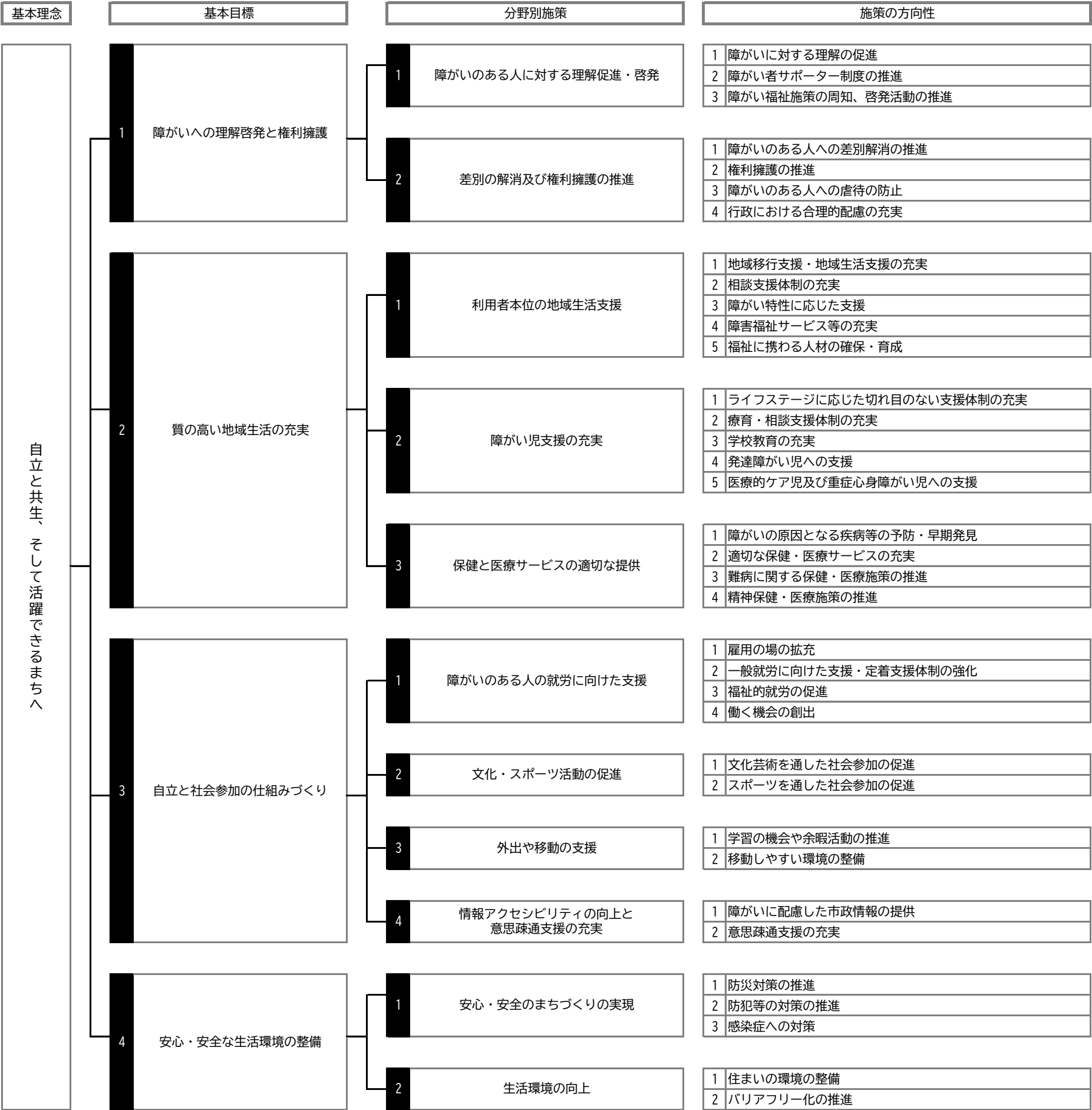


熊本市障がい者生活プランに関する 施策の実施状況について 令和8年度(2026年度)



熊本市障害者施策推進協議会
令和8年(2026年)7月30日(木)



計画の基本目標

基本目標1 障がいへの理解啓発と権利擁護

障がいや障がいのある人について正しく理解を深める取組や、障がいのある人の権利を擁護する取組を進めます。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2023	2025	2027
障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験	%	34.8	-	20

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2022	2025	2027
障がい者サポーターの登録者数（累計）	人	7,291	15,984	17,000

基本目標2 質の高い地域生活の実現

障がいのある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2022	2025	2027
熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数	人	25,329	27,094	29,500

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

障がいのある人の自立や社会参加を推進するために、障がいの特性や適性に応じてその能力を発揮できる社会環境の整備に取り組みます。

障がいのある人が就労できる場を確保し、長く働くことができる環境を整えていくとともに、障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2022	2025	2027
熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障がいのある人の数	人	238	326	446

基本目標4	安心・安全な生活環境の整備
-------	---------------

障がいのある人が日常生活において地域で安心して暮らすことに加え、災害発生時においても障がい特性に配慮した支援や安全の確保、防犯対策を推進します。

また、防災対策の推進を図り、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組みます。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2023	2025	2027
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	%	34.1	-	55

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧						令和7年度の実績評価				ページ
						A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
プランの 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み							
【基本目標 1】障がいへの理解啓発と権利擁護										
P	15	1	(1)	①	様々な媒体を用いた理解促進	●				9
P	15	1	(1)	②	各種イベントによる理解促進	●				9
P	16	1	(1)	③	共に学ぶ教育の推進	●				10
P	16	1	(1)	④	ヘルプマークやヘルプカードの普及	●				10
P	17	1	(1)	⑤	様々な障がいについての理解	●				11
P	17	1	(2)	①	障がい者サポーター研修（出前講座）の開催	●				12
P	17	1	(2)	②	障がい者サポーターワークショップの開催	●				12
P	17	1	(2)	③	障がい者施設商品販売会の開催	●				12
P	17	1	(2)	④	障がい者サポート・企業団体の認定	●				13
P	18	1	(2)	⑤	ボランティア活動の啓発・支援	●				13
P	19	1	(3)	①	障がい福祉施策の広報・啓発活動	●				14
P	19	1	(3)	②	障害者週間における広報・啓発活動	●				14
P	19	1	(3)	③	地域に対する広報・啓発活動	●				14
P	20	2	(1)	①	障害者差別解消法の広報・啓発	●				15
P	21	2	(1)	②	差別解消のための取組	●				15
P	21	2	(2)	①	権利擁護に関する啓発	●				16
P	21	2	(2)	②	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進	●				16
P	22	2	(2)	③	成年後見制度等の利用促進	●				16
P	22	2	(3)	①	虐待防止に関する取組	●				17
P	23	2	(4)	①	職員等への啓発・資質の向上	●				18
P	23	2	(4)	②	行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	●				19

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧						令和7年度の実績評価				ページ
						A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
プランの 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み							
【基本目標２】質の高い地域生活の実現										
P	24	1	(1)	①	施設等からの地域生活への移行支援	●				20
P	25	1	(1)	②	地域生活支援拠点等の機能の充実		●			20
P	25	1	(1)	③	グループホームの整備の促進		●			21
P	25	1	(2)	①	相談支援事業の充実	●				22
P	26	1	(2)	②	障がい者相談支援センターの充実	●				22
P	26	1	(2)	③	家族に対する支援	●				23
P	26	1	(2)	④	身体・知的障がい者相談員の設置	●				23
P	26	1	(2)	⑤	民生委員・児童委員の養成	●				23
P	26	1	(3)	①	発達障がい者に対する支援	●				24
P	26	1	(3)	②	難病患者に対する支援	●				24
P	26	1	(3)	③	障がいのある高齢者に対する支援	●				24
P	27	1	(3)	④	家族会・当事者会の活動支援	●				25
P	27	1	(3)	⑤	関係機関・団体との連携による支援体制の充実	●				25
P	27	1	(4)	①	障害福祉サービス等の円滑な提供	●				26
P	27	1	(4)	②	障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上	●				26
P	27	1	(4)	③	障害福祉サービス事業所による障害福祉サービスの質の向上	●				27
P	28	1	(5)	①	社会参加等を支援する人材の育成	●				28
P	28	1	(4)	②	福祉に携わる職員の資質の向上	●				28
P	28	1	(5)	③	福祉に携わる職員の処遇改善等	●				28
P	28	1	(4)	④	介護分野の人材不足への対応	●				29
P	29	2	(1)	①	障がい児保育の充実	●				30
P	30	2	(1)	②	就学・進学における支援	●				31
P	30	2	(1)	③	成人期への移行支援	●				32
P	30	2	(1)	④	家族に対する支援		●			33
P	30	2	(2)	①	早期療育の充実	●				34
P	31	2	(2)	②	地域療育体制の整備	●				35
P	31	2	(2)	③	障がい児支援に関するサービスの充実	●				35
P	31	2	(2)	④	障がい児支援に携わる職員の質の向上	●				36
P	31	2	(2)	⑤	児童相談所による相談支援	●				36
P	31	2	(2)	⑥	こども発達支援センターによる相談支援	●				37
P	31	2	(2)	⑦	児童発達支援センターの機能充実	●				37
P	32	2	(2)	⑧	小児慢性特定疾病児童等に対する支援	●				37

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧						令和7年度の実績評価				ページ
						A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
プランの 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み							
【基本目標2】質の高い地域生活の実現										
P	32	2	(3)	①	教職員の専門性の向上	●				38
P	32	2	(3)	②	就学支援委員会	●				38
P	32	2	(3)	③	校内支援体制の充実	●				39
P	33	2	(3)	④	施設等環境整備	●				40
P	33	2	(3)	⑤	進路指導の充実	●				40
P	33	2	(3)	⑥	多様な学びの場の整備	●				41
P	33	2	(3)	⑦	大学修学支援	●				41
P	33	2	(3)	⑧	家族に対する支援		●			42
P	34	2	(4)	①	こども発達支援センターによる支援	●				43
P	34	2	(4)	②	発達障がい者支援センターによる支援	●				43
P	34	2	(5)	①	医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援体制の充実	●				44
P	34	2	(5)	②	家族への支援体制の充実	●				44
P	36	3	(1)	①	疾病の予防	●				45
P	37	3	(1)	②	早期発見・適切な対応	●				45
P	37	3	(2)	①	重症心身障がい児・者等の支援の充実	●				46
P	37	3	(2)	②	医療費の助成	●				48
P	37	3	(2)	③	歯科保健医療の推進	●				49
P	38	3	(2)	④	二次障がいの予防	●				50
P	38	3	(3)	①	難病対策の推進	●				51
P	38	3	(3)	⑤	難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	●				51
P	38	3	(4)	①	精神科医療機関等との連携の強化	●				52
P	39	3	(4)	②	依存症の対策	●				52
P	39	3	(4)	③	ひきこもりへの対策	●				52
P	39	3	(4)	④	高次脳機能障がいへの対応	●				53
P	39	3	(4)	⑤	発達障がいへの対応	●				53
P	39	3	(4)	⑥	自殺予防への対策	●				53
P	39	3	(4)	⑦	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	●				54

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧						令和7年度の実績評価				ページ
						A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
プランの 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み							
【基本目標3】 自立と社会参加の仕組みづくり										
P	42	1	(1)	①	事業主への啓発	●				55
P	42	1	(1)	②	雇用にあたっての支援	●				56
P	42	1	(1)	③	公共機関での障がい者雇用の促進	●				56
P	43	1	(1)	④	障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	●				58
P	43	1	(2)	①	一般企業への就労の促進	●				59
P	43	1	(2)	②	職場定着の支援	●				60
P	43	1	(2)	③	求人・求職者情報の提供	●				60
P	44	1	(2)	④	関係機関との連携による相談支援	●				60
P	44	1	(3)	①	福祉的就労の場の充実	●				61
P	44	1	(3)	②	障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	●				61
P	45	1	(3)	③	共同受注窓口の活用促進	●				61
P	45	1	(4)	①	多様な働く 機会の確保	●				62
P	45	1	(4)	②	福祉と農業の連携の検討		●			62
P	46	2	(1)	①	文化芸術活動団体の支援	●				63
P	46	2	(1)	②	文化芸術活動への支援		●			63
P	47	2	(1)	③	文化施設等の利用支援	●				64
P	47	2	(2)	①	スポーツ活動団体の支援	●				65
P	47	2	(2)	②	スポーツ活動への支援	●				65
P	48	3	(1)	①	学習機会の提供と講座等の実施	●				67
P	48	3	(1)	②	社会教育施設等の利用支援		●			68
P	49	3	(1)	③	余暇活動の場・情報の提供	●				68
P	49	3	(2)	①	公共交通機関等による外出の支援	●				69
P	49	3	(2)	②	自家用車による外出の支援	●				70
P	50	4	(1)	①	ふくしのしおりによる情報の提供	●				71
P	50	4	(1)	②	わかりやすい広報の推進	●				71
P	51	4	(1)	③	障がいの特性に応じた情報の提供	●				72
P	51	4	(1)	④	市長記者会見における手話通訳者の活用	●				72
P	51	4	(2)	①	コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保	●				73
P	51	4	(2)	②	熊本市手話に関する施策の推進方針の推進	●				73
P	51	4	(2)	③	ヘルプマークの利用促進	●				73
P	51	4	(2)	④	意思疎通支援の充実に向けた検討	●				73

熊本市障害者生活プラン 担当項目一覧						令和7年度の実績評価				ページ
						A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
プランの 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み							
【基本目標4】 安心・安全な生活環境の整備										
P	52	1	(1)	①	地域における避難支援体制づくり		●			74
P	53	1	(1)	②	避難行動要支援者の避難支援体制の整備	●				75
P	53	1	(1)	③	施設・事業所における防災体制の整備	●				76
P	53	1	(1)	④	NET119やFAXを活用した緊急通報の利用促進	●				76
P	53	1	(1)	⑤	災害時の避難所における支援体制の整備		●			76
P	53	1	(1)	⑥	福祉避難所及び福祉こども避難所の整備	●				77
P	54	1	(1)	⑦	災害時の生活再建に向けた支援	●				78
P	54	1	(1)	⑧	災害時におけるサービス等の支援	●				78
P	54	1	(2)	①	緊急通報システム貸与事業	●				79
P	54	1	(2)	②	障がい者支援施設等における防犯対策		●			79
P	54	1	(2)	③	消費者トラブルの未然防止	●				79
P	54	1	(3)	①	感染症への対応力強化	●				80
P	54	1	(3)	②	在宅の重度障がい者等への支援	●				80
P	55	2	(1)	①	住宅改造や改修に対する支援	●				81
P	55	2	(1)	②	公営住宅の活用	●				81
P	56	2	(1)	③	障がい者の居住支援	●				81
P	56	2	(2)	①	公園・公共施設等の整備		●			82
P	57	2	(2)	②	安全で快適な道づくり	●				83
P	57	2	(2)	③	公共交通機関の利便性の向上	●				83

基本目標		1	障がいへの理解啓発と権利擁護							
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解促進・啓発							
施策の方向性		(1)	障がいに対する理解の促進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 様々な媒体を用いた理解促進	障がいに対する理解を深めるため、市の広報媒体（市政だよりやホームページ、SNSなど）や新聞・ラジオ・テレビ等の情報メディアを活用し、障がいに対する理解を深める啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。 市民向けの障がいに関するリーフレット等を作成し、情報発信を行います。	R7年度	令和7年度も引き続き、障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、市民の障がいのある人への理解促進を図っていく。	障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を71回開催。	A	引き続き、障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、市民の障がいのある人への理解促進を図っていく。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
		R8年度	令和8年度も引き続き、障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、市民の障がいのある人への理解促進を図っていく。							
② 各種イベントによる理解促進	「障害者週間」などの様々なイベントや講演会の開催を通じて市民の障がいへの関心を高め、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	R7年度	障害者週間に合わせて、「心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクール」の表彰式やおとなりマルシェ等の各種イベントを開催し、障がいを知る機会や交流する機会を作っていく。	障害者週間に合わせて、「心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクール」の表彰式やおとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）、パラアスリートによる講演会等のイベントを実施。SNSや市政だより等で広く周知を行った。	A	引き続き、障害者週間に合わせて、「心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクール」の表彰式やおとなりマルシェ等の各種イベントを開催し、障がいを知る機会や交流する機会を作っていく。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
		R8年度	障害者週間に合わせて、「心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクール」の表彰式やおとなりマルシェ等の各種イベントを開催し、障がいを知る機会や交流する機会を作っていく。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	共に学ぶ教育の推進	障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいに対する正しい理解と共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図ります。また、こどもの頃から障がいのある人に対する理解が深まるよう、様々な活動や体験の機会を通じて、園・学校での教育の充実を図ります。	R7年度	インクルーシブ教育理解を深める研修動画を作成し、各学校で研修の時間を確保して、全ての教員がインクルーシブ教育についての理解を深め、様々な多様性を受け入れることができる環境づくりに努める。	研修①「インクルーシブ教育について理解を深めよう」（20 分）、研修②「通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくり」（20 分）を作成し、各学校においてオンデマンド方式による研修を行った。事後の振り返りでは、研修①では85.6%、研修②では83.3%の満足度が見られた。	A	インクルーシブ教育に関する研修動画をオンデマンド配信することで、多くの学校で研修に取り組むことができる環境を整備する。今後、動画の内容等の見直しを行い、より多くの教職員のインクルーシブ教育への理解が深まるようにする。	有	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
			R8年度	インクルーシブ教育理解研修の動画を見直し、オンデマンドで配信することで、各園・学校における校内支援体制の充実を図り、通常学級の担任を含め、全ての教員が様々な多様性を受け入れることができる環境づくりに努める。						
④	ヘルプマークやヘルプカードの普及	ヘルプマークや、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。その他の障がいのある人に関するマークの普及啓発を行い、障がいについての理解を促します。	R7年度	市の広報媒体、公共交通機関等の事業者による広報活動を引き続き実施するとともに、おとなりマルシェの機会やSNS等を活用して、より多くの方に理解促進を図る。	市の広報媒体、公共交通機関等の事業者による広報活動や、若い世代を対象とした普及のための動画を作成した。また、おとなりマルシェの機会やSNS等を活用して、広く周知を行った。	A	引き続き、市の広報媒体、公共交通機関等の事業者による広報活動を実施するとともに、おとなりマルシェの機会やSNS等を活用して、より多くの方に理解促進を図る。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
			R8年度	市の広報媒体、公共交通機関等の事業者による広報活動を引き続き実施するとともに、おとなりマルシェの機会やSNS等を活用して、より多くの方に理解促進を図る。						

具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
⑤ 様々な障がいについての理解	・精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神福祉保健普及運動や、ピアサポーターの活動を通じて精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。 ・小学校や中学校において、特別支援教育や発達に関わる相談窓口について記載したリーフレットを配布し、発達障がい等についての正しい理解の促進に努めます。また、講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。 ・熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会やシンポジウムを開催するほか、当事者会と連携した研修会を実施するなど、難病に関する正しい理解の促進に努めます。	R7年度	特別支援教育や、多様な子どもたちについて正しい理解を深めるため合理的配慮等を記載したリーフレットを作成していく。その内容を改善し幼小中高支援学校全家庭に配布するとともに、熊本市HPにも掲載する。	地域啓発リーフレットの内容を再検討し作成した。幼小中等学校支援学校の全家庭に配付し、区役所窓口を設置した。 また、熊本市ホームページに掲載し、市民へ様々な障がい理解の周知を図った。	A	特別支援教育や障がい者理解等について地域啓発リーフレットの内容について、毎年度再検討して作成、配付を行っていく。	有	—	総合支援課
		R8年度	特別支援教育や障がい者理解等についての地域啓発リーフレットの内容を見直し、最新の情報に更新していくとともに、従来の啓発方法以外でも多様性の包摂について周知を図っていく。						
		R7年度	引き続きピアサポーター活動の場につながるよう精神科医療機関を訪問し普及啓発活動を行う。	・ピアサポートを活用した地域移行・地域定着支援 12回 ・ピアサポーターによる体験談等を活かした啓発 4回	A	引き続きピアサポート活動の場につながるよう普及啓発活動を行っていく。	有	—	こころの健康センター
		R8年度	引き続きピアサポーター活動の場につながるよう普及啓発を実施するとともに、ピアサポーターのスキルアップを図る。						
		R7年度	多くの市民が参加しやすいよう、こども発達支援センター及び発達障がい者支援センター主催の講演会は、今年度もWeb配信で開催予定。発達障がい者支援センターにおいては、市民向け研修会も実施を予定し、発達障がいの特性理解や配慮方法について周知啓発を行う。	こども発達支援センター主催講演は、YouTubeによる限定配信を行い、2,582回の視聴があった。発達障がい者支援センター主催講演会は、Web配信を行い、142名の申し込みがあった。	A	配信による講演会は、多くの市民が視聴できるというメリットがあるため、今後も活用していきたい。	有	ペアレントトレーニング事業 発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター
		R8年度	多くの市民が参加しやすいよう、こども発達支援センター及び発達障がい者支援センター主催の講演会は、今年度もWeb配信で開催する予定。 また、発達障がい者支援センターにおいては、講演会のWeb配信に加え、上映会の開催も予定。引き続き、市民向け研修会を実施し、発達障がいの特性理解や配慮方法について周知啓発を行う。						
		R7年度	熊本県難病相談・支援センターや患者会等の当事者団体等と連携した関係者への研修や医療相談会・講演会等を実施していくとともに、パネル展示等の啓発活動も継続して行っていく。	医療講演会については熊本県難病相談・支援センター主催により3回、当課が当事者会との共催により1回開催したほか、当課主催で医療相談会を1回開催した。その他にも市政だよりによる広報や当事者会のパネル展示など、様々な機会において啓発活動を行った。	A	引き続き、熊本県難病相談・支援センターや当事者会等と連携し、講演会・相談会や研修会等を継続して行っていく。	有	難病相談支援センター事業	医療対策課
		R8年度	熊本県難病相談・支援センターや当事者会等と連携して医療講演会や相談会、研修会等を実施していくとともに、パネル展示等の啓発活動も継続して行っていく。						

基本目標		1	障がいへの理解啓発と権利擁護							
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解促進・啓発							
施策の方向性		(2)	障がい者サポーター制度の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 障がい者サポーター研修（出前講座）の開催	障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について知る機会を提供することで、障がいのある人への支援につなげることができるように障がい者サポーターを増やしていきます。	R7年度	令和7年度も引き続き、障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、市民の障がいのある人への理解促進を図っていく。	障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催した。	A	引き続き障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催する。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
		R8年度	引き続き、障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、市民の障がいのある人への理解促進を図っていく。							
② 障がい者サポーターワークショップの開催	障がい者サポーターワークショップを開催し、障害のある人との交流や疑似体験を行って障がいについて学ぶ機会を作ります。	R7年度	障がいについての市民の関心を高めるため、障がい者相談支援センターと協力し、障がい者サポーターワークショップを開催する。多数の市民に働きかけられるよう開催日程や場所を検討していく。	障がい者相談支援センターと協力し、障がい者サポーターワークショップを開催。ロアッソ熊本と連携し幅広い年齢層に働きかけることができた。	A	障がいについての市民の関心を高めるため、障がい者相談支援センターと協力し、障がい者サポーターワークショップを開催する。多数の市民に働きかけられるよう開催日程や場所を検討していく。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
		R8年度	障がいについての市民の関心を高めるため、障がい者相談支援センターと協力し、障がい者サポーターワークショップを開催する。多数の市民に働きかけられるよう開催日程や場所を検討していく。							
③ 障がい者施設商品販売会の開催	障がい者施設で作られている商品を販売するイベントを開催し、販売や商品を通じた交流により、市民への理解促進を図ります。	R7年度	「おとなりマルシェ（障がい者施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や、工賃向上、市民の障がいに対する理解促進を図っていく。	「おとなりマルシェ（障がい者施設商品販売会）」を全12回開催し、障がい者就労施設の販路拡大や工賃向上に寄与するとともに、市民の障がいに対する理解促進を図った。	A	他イベントとのコラボやSNS等を活用した広報活動を通じて認知度を高め、障がい者就労施設の販路拡大や工賃の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解促進を図る。	有	就労継続支援A型事業サポート事業	障がい福祉課	
		R8年度	「おとなりマルシェ（障がい者施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や、工賃向上、市民の障がいに対する理解促進を図っていく。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	障がい者サポート・企業団体の認定	障がい福祉に関する取組を積極的に行っている企業や団体を「障がい者サポート企業・団体」として認定し、その取組を通して、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識の向上を図ります。	R7年度	障がい者サポート企業・団体制度の認知度向上と登録手続きの利便性向上を図ることで登録団体の増加を促進するとともに、認定団体の取組を広く事業者や市民に周知し、障がいのある方の働きやすい環境づくりや意識の向上を図っていく。	障がい者サポート企業・団体制度の登録団体は累計101団体となり、企業への働きかけや認定団体の取組みの周知を通じて、障がいのある方が働きやすい環境づくりや意識向上に取り組んだ。また、表彰制度の見直しを行い、優良な取組を実施している企業・団体が評価される仕組みを構築した。	A	登録団体の更なる増加に向け、パンフレットの作成や市ホームページ、メディア、SNS等を活用し、制度の認知度向上と手続きの利便性向上に取り組む。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
			R8年度	障がい者サポート企業・団体制度の認知度向上と登録手続きの利便性向上を図ることで登録団体の増加を促進するとともに、認定団体の取組を広く事業者や市民に周知し、障がいのある方の働きやすい環境づくりや意識の向上を図っていく。						
⑤	ボランティア活動の啓発・支援	市民活動支援センター・あいぽーとにおいて、障害福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び効果的な情報提供に取り組めます。障がい者サポーター研修を通じて、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。養成にあたっては、ボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行うほか、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会の提供に取り組めます。	R7年度	引き続き、障がい福祉に関するボランティア情報等を発信し、ボランティアを通じて障がいのある人に対する理解促進を進める。	・あいぽーとのホームページやくまもとアプリを活用して障がい福祉に関するボランティア情報等を発信するとともに、あいぽーとにて「発達障がい」「認知症」「依存症」「要約筆記」に関する講座を実施した。	A	引き続き、くまもとアプリ等も活用しながら、障がい福祉に関するボランティア情報等を発信し、ボランティアを通じて障がいのある人に対する理解促進を進める。	有	—	地域政策課
			R8年度	引き続き、くまもとアプリ等も活用しながら、障がい福祉に関するボランティア情報等を発信し、ボランティアを通じて障がいのある人に対する理解促進を進める。						
			R7年度	今後は、障がい者サポーター研修を受講した方々に対して、地域活動やボランティアへの参加を促すための仕掛けづくりに取り組む。	障がい者相談支援センターと、障がい者サポーターのスキルアップや活躍の場について検討を行った。	A	引き続き、障がい者サポーター研修を受講した方々に対して、地域活動やボランティアへの参加を促すための仕掛けづくりに取り組む。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
			R8年度	引き続き、障がい者サポーター研修を受講した方々に対して、地域活動やボランティアへの参加を促すための仕掛けづくりに取り組む。						

基本目標		1	障がいへの理解啓発と権利擁護							
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解促進・啓発							
施策の方向性		(3)	障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 障がい福祉施策の 広報・啓発活動	障がい福祉施策を幅広い市民 の理解を得ながら進めていく ため、様々な手段を活用した 市民にわかりやすい広報・啓 発活動を行います。	R7年度	令和7年度も引き続き、障がい者相談支援セ ンターと連携を図りながら、障がい者サポー ター研修や出前講座を地域や学校、企業等 に対して開催し、市民の障がいのある人への理 解促進を図っていく。	障がい者相談支援センターと連携を図りなが ら、障がい者サポーター研修や出前講座を地 域や学校、企業等に対して開催した。	A	引き続き障がい者相談支援セ ンターと連携を図りながら、 障がい者サポーター研修や出 前講座を地域や学校、企業等 に対して開催する。	有	熊本市障がい 者理解促進事 業	障がい福祉課	
		R8年度	引き続き、障がい者相談支援センターと連携 を図りながら、障がい者サポーター研修や出 前講座を地域や学校、企業等に対して開催 し、市民の障がいのある人への理解促進を 図っていく。							
② 障害者週間におけ る広報・啓発活動	障害者週間においては、各種 行事の開催とあわせて広報の 機会を増やす等、市民の障が い福祉施策への関心を高める 機会の提供を行います。	R7年度	障害者週間に合わせて、「心の輪を広げる体 験作文・ポスターコンクール」の表彰式やお となりマルシェ等の様々なイベントや広報活 動を行い、市民が障がい福祉施策に関心を持 つきっかけとなる機会を作っていく。	障害者週間に合わせて、SNSや市政だより等 で広く周知を行い、心の輪を広げる体験作 文・ポスターコンクール」の表彰式やおとな りマルシェ、パラアスリートによる講演会、 熊本城のライトアップ等を実施した。	A	引き続き、障害者週間に合わ せて、市民が障がい福祉施策 に関心を持ち、理解を深める 機会の提供を強化していく。	有	熊本市障がい 者理解促進事 業	障がい福祉課	
		R8年度	障害者週間に合わせて、「心の輪を広げる体 験作文・ポスターコンクール」の表彰式やお となりマルシェ等の様々なイベントや広報活 動を行い、市民が障がい福祉施策に関心を持 つきっかけとなる機会を作っていく。							
③ 地域に対する広 報・啓発活動	地域の障がいへの理解が深ま るように、障がい者相談支援 センターと協力して地域向け の障がい者サポーター研修 (出前講座)などに取り組み ます。 地域支援の拠点施設であるま ちづくりセンターと連携し て、障がいへの理解が広がる 取組を進めます。	R7年度	令和7年度も引き続き、障がい者相談支援セ ンターと連携を図りながら、障がい者サポー ター研修や出前講座を地域や学校、企業等 に対して開催し、市民の障がいのある人への理 解促進を図っていく。	障がい者相談支援センターと連携を図りなが ら、障がい者サポーター研修や出前講座を地 域や学校、企業等に対して開催した。	A	引き続き障がい者相談支援セ ンターと連携を図りながら、 障がい者サポーター研修や出 前講座を地域や学校、企業等 に対して開催する。	有	相談支援事業 経費	障がい福祉課	
		R8年度	引き続き、障がい者相談支援センターと連携 を図りながら、障がい者サポーター研修や出 前講座を地域や学校、企業等に対して開催 し、市民の障がいのある人への理解促進を 図っていく。							

基本目標		1	障がいへの理解啓発と権利擁護							
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進							
施策の方向性		(1)	障がいのある人への差別解消の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 障害者差別解消法の広報・啓発	障がい者サポーター研修や啓発イベントのほか、イラスト入りのリーフレット等を活用して障害者差別解消法についてわかりやすく周知し、市民や民間事業者の理解促進に努めます。	R7年度	障害者差別解消法に関するリーフレットを作成し、周知啓発を行うとともに、障がい者相談支援センターと連携し、障がい者サポーター研修の中で法の説明を行い、障がいや障がいのある人への理解促進を図っていく。	障がい者相談支援センターと連携し、障がい者サポーター研修の中で法の説明や合理的配慮の必要性について説明し、障がいや障がいのある人への理解促進を図った。	A	障害者差別解消法に関するリーフレットを作成し、幅広い年齢層に対して周知啓発を行い、障がいや障がいのある人への理解促進を図っていく。	有	障がい者差別解消推進経費	障がい福祉課	
		R8年度	障害者差別解消法に関するリーフレットを作成し、周知啓発を行うとともに、障がい者相談支援センターと連携し、障がい者サポーター研修の中で法の説明を行い、障がいや障がいのある人への理解促進を図っていく。							
② 差別解消のための取組	差別的取扱いに関する相談窓口を周知し、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供に関する推進に取り組めます。障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行います。相談・対応事例を蓄積し関係機関等で共有することで、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。	R7年度	障害者差別解消法および障がいを理由とする差別等に関する相談窓口を周知し、各種相談に対応することにより、障がいを理由とする差別の解消に取り組む。また、相談対応事例の共有および検証するため、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに取り組む。	障害者差別解消法および障がいを理由とする差別等に関する相談窓口を周知し、各種相談に対応することにより、障がいを理由とする差別の解消に取り組む。また、相談対応事例の共有および検証するため、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに取り組んだ。	A	障害者差別解消法および障がいを理由とする差別等に関する相談窓口を庁内外に広く周知する。また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、事例共有することにより、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに取り組む。	有	障がい者差別解消推進経費	障がい福祉課	
		R8年度	障害者差別解消法および障がいを理由とする差別等に関する相談窓口を周知し、各種相談に対応することにより、障がいを理由とする差別の解消に取り組む。また、相談対応事例の共有および検証するため、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに取り組む。							

基本目標		1	障がいへの理解啓発と権利擁護								
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進								
施策の方向性		(2)	権利擁護の推進								
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
①	権利擁護に関する啓発	障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者基本法や障害者権利条約等の障がい者関係法令の周知を図るほか、各種相談窓口の紹介など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。		R7年度	引き続き、差別的取扱いの事例を確認し、市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知を図る。	障がい者相談支援センターと連携し、障がい者サポーター研修の中で法の説明や合理的配慮の必要性について説明し、障がいや障がいのある人への理解促進を図った。	A	障害者差別解消法に関するリーフレットを作成し、幅広い年齢層に対して周知啓発を行い、障がいや障がいのある人への理解促進を図っていく。	有	障がい者差別解消推進事業	障がい福祉課
				R8年度	引き続き、差別的取扱いの事例を確認し、市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知を図る。						
②	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進	判断能力が十分でない認知症や知的障がい・精神障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行います。また、当事業の周知・普及を図ります。		R7年度	昨年度に引き続き、初回相談後の速やかな事業説明、調査訪問を行い、全体的な待機期間の短縮を目指し取り組んでいく。また、各区における業務の標準化を図るとともに相談対応の中で関係機関へ本事業についての理解（福祉サービス利用援助が中心であること）を促していく。	契約締結審査会で利用希望者の契約能力を専門的な見地から審査し、確かめることを目的に助言を頂く体制を整えている。また、職員向け研修会を1回開催した。各区毎に専門職研修会等にも参加を行い、関係機関との連携体制を構築した。	A	本事業について関係機関へ周知するとともに、成年後見制度利用について適切に判断するため、熊本市成年後見支援センターと連携し支援を行う。	有	—	健康福祉政策課
				R8年度	日常生活自立支援事業の利用希望者に対し事業説明は速やかに行い、待機期間の短縮を目指し取り組んでいく。また、各区業務の取扱いについて研修会等を通じて標準化を図り、関係機関へ本事業についての理解（福祉サービス利用援助が中心であること）を促していく。						
③	成年後見制度等の利用促進	障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度利用支援が必要な方の申立手続きを行います。また、熊本市成年後見支援センターと連携を図り、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組み、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援体制の強化を図ります。		R7年度	引き続き、成年後見制度を広く周知し、障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促すとともに、必要な方には市長申立による制度利用を行う。	「市民後見人養成講座」及び「フォローアップ研修」を実施し、法人後見協力員及び市民後見人の担い手を輩出することができた。熊本市成年後見支援センターで成年後見制度利用に関する専門職相談会（弁護士・司法書士）を開催し、熊本市高齢者支援センターさえりあや熊本市障がい者相談支援センターからの相談対応で潜在的なニーズの発掘を行った。	A	引き続き、報酬助成及び市長申立について周知するとともに、市民後見人養成を行っていく。	有	①市民後見人養成事業 ②法人後見事業 ③熊本市成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課
				R8年度	昨年度に引き続き、市の広報媒体等を通じて成年後見制度を広く周知し、障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促すとともに、必要な方には市長申立による制度利用を行う。						

基本目標		1	障がいへの理解啓発と権利擁護							
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進							
施策の方向性		(3)	障がいのある人への虐待の防止							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 虐待防止に関する取組	・ 障害者虐待防止法に係る虐待防止や虐待発見者通報義務等の周知・啓発に努めます。 ・ 熊本市障がい者虐待防止センターを窓口として、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受付や、虐待に関する啓発活動、障害福祉サービスを実施する事業者に対しては指導の強化を行い、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。 ・ 熊本市障がい者虐待防止連絡会議において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。	R7年度	市の広報媒体や虐待防止研修等を通じて、障がい者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に取り組む。	市の広報媒体や虐待防止研修等を通じて、障がい者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知を行った。障がい者虐待防止に関する出前講座は10回、延べ260名に実施。また、障害者差別解消支援・虐待防止地域協議会を開催し、情報の共有と関係機関の連携強化を行った。	A	引き続き、市の広報媒体や虐待防止研修等を通じて、障がい者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口について周知を行う。	有	障がい者虐待防止対策支援事業	障がい福祉課	
		R8年度	昨年度に引き続き、市の広報媒体や虐待防止研修等を通じて、障がい者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に取り組む。							

基本目標		1	障がいへの理解啓発と権利擁護							
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進							
施策の方向性		(4)	行政における合理的配慮の充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 職員等への啓発・資質の向上	福祉疑似体験などを含んだ職員研修や障がい者サポーター研修会を通して、障がいのある人と直接交流することにより、正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。	R7年度	職員に対する障がいや障がい者についての正しい理解や支援方法について、障がいを知る機会や交流する機会を組み合わせ、効果的な啓発活動を行う。	市の広報媒体、SNS等を活用し、広報・啓発活動を行い、障がい福祉施策の意義について理解の促進を図った。また、障がい者相談支援センターの地域支援員と協力し市民向けワークショップや講演会を実施し、幅広い市民が障がいに触れる機会を得られるよう活動を行った。	A	引き続き、障がい者相談支援センターと協力し、障がいについて学ぶ機会や、触れる機会を提供し、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図っていく。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
		R8年度	令和8年度も引き続き、障がい者相談支援センターと連携を図りながら、障がい者サポーター研修や出前講座を地域や学校、企業等に対して開催し、市民の障がいのある人への理解促進を図っていく。							
		R7年度	新規採用職員研修時に福祉疑似体験、手話研修、講演会を実施する。 各階層別研修時に動画配信による研修を実施する。 障がいのある職員が配属されている管理職及び主査級・指導員・同僚向けに、障がいのある職員対応研修を実施する。また、任意参加者も募集する。	・新規採用職員研修時に福祉疑似体験、講演会を実施した。 ・新規採用職員研修時に動画配信による研修を実施した。 ・障がいのある職員が配属されている所属の所属長、主査、職場指導員、同僚、その他受講希望者に対し、研修を実施した※「障がいのある職員とともに働く職場研修」に名称変更。	A	継続して実施する。より効果的な研修方法を検討していく。	有	—	人材育成センター	
		R8年度	新規採用職員研修時に福祉疑似体験、手話研修、講演会を実施する。 各階層別研修時に動画配信による研修を実施する。 障がいのある職員が配属されている所属の所属長、主査、職場指導員、同僚、その他受講希望者に対し、「障がいのある職員とともに働く職場研修」を実施する。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（職員対応要領）に関する研修・周知を行います。障がいのある人に対し、職員による障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。 ・催事における合理的配慮 障がいのある人が参加する催事においては、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。 ・選挙における合理的配慮 選挙人が自ら投票所に足を運び投票できるような可能な限りバリアフリーの施設を選定し、点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台を設置するなど投票環境を整備し、代理投票等の案内を行います。 投票所に選挙コミュニケーション支援ボードを用意し、障がいのある人への配慮を行います。 ホームページに掲載している「投票支援カード」の様式を印刷し、手伝ってほしい項目を事前に記入、投票所の係員に渡すと、その方が必要としているお手伝いを行います。 ・職員採用時の合理的配慮 市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した対応に努めます。また、採用後は職場環境の改善や職員の理解啓発により、働きやすい環境整備を行います。	R7年度	主査級、課長級の昇任者研修において差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の周知を図る。	・主査級及び課長級の昇任者研修等で差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の周知を図った。	A	引き続き、研修や職場訪問等の機会を利用し、合理的配慮の周知を図る。	有	—	人事課
			R8年度	主査級、課長級の昇任者研修において差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の周知を図る。						
			R7年度	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を見直し、障がいの有無に関わらず催事に参加できるよう、障がいの特性に応じた配慮の徹底を図る。	障がいを理由とする差別の解消推進に関する対応要領の見直しを行った。また、催事に関してバリアフリー化された施設の選定や手話通訳士を派遣し、障がいの特性に応じた配慮の徹底を図った。	A	障がいを理由とする差別の解消推進に関する対応要領の見直しや、内容を改正することで障がいの特性に応じた配慮の徹底を図る。	有	障がい者差別解消推進経費	障がい福祉課
			R8年度	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を見直し、障がいの有無に関わらず催事に参加できるよう、障がいの特性に応じた配慮の徹底を図る。						
			R7年度	参院選に向け、継続した取組を実施する。また、投票用紙の記入欄がくり抜かれたプラスチック製の「投票用紙記入補助具」を全投票所に新たに常備し、記入に対しての選挙人の不安を軽減する。	計画どおり全投票所に「投票用紙記入補助具」を導入した。	A	選挙人からの支援等の求めに対し、丁寧な案内・対応を心がけ、気兼ねなく投票できる環境を整えていく。	有	—	選挙管理委員会事務局
			R8年度	投票事務に従事する職員に丁寧な案内・対応を行うよう周知し、引き続き選挙における合理的配慮の徹底を図っていく。						
			R7年度	障がいのある職員の定期的な面談、職場訪問等を行い、障がいのある職員に対する理解を深めるとともに、働きやすい環境づくりに取り組む。	・障がいのある新規採用職員等に対して、面談や職場訪問を行い、障がい特性に対応した職場環境の改善に取り組んだ。 ・ハローワーク等関係機関と連携し、職場の理解を深めた。	A	・引き続き障がいのある職員の理解や合理的配慮について周知を図る。 ・ハローワーク等関係機関との連携を継続する	有	—	人事課
			R8年度	障がいのある職員の定期的な面談、職場訪問等を行い、障がいのある職員に対する理解を深めるとともに、働きやすい環境づくりに取り組む。						
			R7年度	採用試験問題及び解答用紙の拡大やルビ振り、座席配置、受験者本人の要望等、受験者それぞれの障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。	筆記試験の際の別室受験や障がいに応じた座席配置、また、面接時に就労支援機関の職員の同席を認めるなど障がい特性への配慮を行った。	A	引き続き障がい特性への配慮を行う。	有	—	人事委員会事務局
			R8年度	採用試験問題及び解答用紙の拡大やルビ振り、座席配置、受験者本人の要望等、受験者それぞれの障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援							
施策の方向性		(1)	地域移行支援・地域生活支援の充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 施設等からの地域生活への移行支援	障がいのある人が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して送ることができるよう、相談支援や障害福祉サービス等の充実を図ります。	R7年度	入所施設や病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を図る。そのために必要な支給決定処理を遅滞なく迅速に行うよう努める。	計画相談支援事業所と連携し、課題の共有を図った。	A	地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う必要がある。	有	地域生活支援事業	障がいサービス課	
		R8年度	引き続き、入所施設や病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を図る。そのために必要な支給決定処理を遅滞なく迅速に行うよう努める。							
② 地域生活支援拠点等の機能の充実	障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親なき後も見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用した居住支援の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に取り組みます。	R7年度	障がい者相談支援センターと連携し、地域の関係機関のネットワーク作りを行っていくとともに、地域全体での障がいへの理解促進や緊急時、災害時における支援体制の検討を進める。また、緊急時の受け入れの際の手順のマニュアルやフローチャートを作成し、関係機関の情報共有を図る。	障がい者相談支援センターの地域支援員会議において、緊急時の受け入れなど体制整備の方向性について検討を行った。また、グループホーム交流会を年2回開催し、グループホームのネットワークづくりを行った。	B	引き続き、グループホームのネットワークづくりを進め、緊急時の受け入れや体験の場の確保についての体制整備を進める。	有	相談支援事業経費	障がい福祉課	
		R8年度	引き続き、障がい者相談支援センターと連携し、地域の関係機関のネットワーク作りを行っていくとともに、地域全体での障がいへの理解促進や緊急時、災害時における支援体制の検討を進める。また、緊急時の受け入れの際の手順のマニュアルやフローチャートを作成し、関係機関の情報共有を図る。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	グループホームの整備の促進	障がいのある人が地域で安心して自立した生活が送れるように、利用者のニーズをふまえて計画的にグループホームの整備を促進します。	R7年度	短期入所事業所や日中サービス支援型のグループホームでの空き情報の把握や受け入れ体制の可否について整理を進める。また、グループホームの研修会等を通して、事業所間のネットワークづくりを行うとともに、緊急時の受け入れや体験の場の確保を進める。	グループホーム交流会を年2回開催し、事業所間のネットワークづくりを行った。	B	引き続きネットワークづくりを進め、交流会であがった課題等について検討を進めるとともに、緊急時の受け入れや体験の場の確保についての体制整備を進める。	有	相談支援事業経費	障がい福祉課
			R8年度	引き続き、短期入所事業所や日中サービス支援型のグループホームでの空き情報の把握や受け入れ体制の可否について整理を進める。また、グループホームの研修会等を通して、事業所間のネットワークづくりを行うとともに、緊急時の受け入れや体験の場の確保を進める。						
			R7年度	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	共同生活援助事業所への参入勧奨を行うことで指定事業所数の増加を図り、R7年度は16事業所指定した。また、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を図った。	A	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	有	介護給付費等支給決定事務	障がいサービス課
			R8年度	引き続き、共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援							
施策の方向性		(2)	相談支援体制の充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 相談支援事業の充実	障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。 障がい者自立支援協議会相談支援部会において、相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図ります。	R7年度	障がい者自立支援協議会相談支援部会および各区の障がい福祉ネットワーク会議等を通し、スキルアップや連携強化を図り、総合的な相談支援体制の充実を図る。	障がい者相談支援センターが中心となり、各区福祉課、保健こども課、ささえりあとの連携を進め、ネットワークの構築を図った。障がい者自立支援協議会相談支援部会では、相談員同士のネットワークづくりを図るとともに、班活動において、地域課題の抽出や相談支援業務についての確認を進めた。	A	引き続き、ネットワーク構築および地域課題の抽出を進めるとともに、活動を通して相談員の資質向上も図っていく。	有	相談支援事業経費	障がい福祉課	
		R8年度	引き続き、障がい者自立支援協議会相談支援部会および各区の障がい福祉ネットワーク会議等を通し、スキルアップや連携強化を図り、総合的な相談支援体制の充実を図る。							
		R7年度	相談支援事業への参入勧奨を行うと同時に、既存事業所については、加算の取得促進や関係機関等との連携強化を行うことで、相談支援の向上を図っていく。	障害福祉サービス事業者等に対して相談支援事業への参入勧奨を行い、指定事業所数を19事業所増やすことが出来た。また相談支援部会を通じ、事業所同士の情報共有の場を設け、質の確保を図った。	A	引き続き、計画相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所の参入勧奨を行い、相談支援専門員の負担軽減並びに質の向上を図っていく。	有			
		R8年度	引き続き、相談支援事業への参入勧奨を行うと同時に、既存事業所については、加算の取得促進や関係機関等との連携強化を行うことで、相談支援の向上を図っていく。							
② 障がい者相談支援センターの充実	障がいのある人やその家族等からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障がい者相談支援センターにおいて、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースへの対応を行います。 地域支援員を配置して、地域の関係機関や福祉関係者とのネットワークの構築、理解促進に関する取組を行います。障がい者相談支援センターを中心とした区ごとの障がい福祉ネットワーク会議を開催し、円滑な連絡協力体制を確立し、相談支援の充実につなげます。	R7年度	障がい者相談支援センターにおいて、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースへ対応するほか、各センターに配置する地域支援員において、地域の体制づくりを進める。 また、地域の相談支援事業所の専門性の向上を図りながら、体制づくりと機能の充実を促進する。	障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置づけて、専門性を必要とする困難ケースへの対応や各種相談に応じ、適切な支援を行った。また、地域支援員を配置して、地域の関係機関のネットワークの構築等の体制づくりを進めた。	A	引き続き、機能強化員会議や地域支援員会議等を中心に障がい者相談支援センターと連携し、地域の相談支援機能の充実に取り組んでいく。	有	相談支援事業経費	障がい福祉課	
		R8年度	引き続き、障がい者相談支援センターにおいて、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースへ対応するほか、各センターに配置する地域支援員において、地域の体制づくりを進める。 また、地域の相談支援事業所の専門性の向上を図りながら、ネットワーク体制づくりと機能の充実を促進する。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	家族に対する支援	乳幼児期から成人期、親なき後まで、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談支援を充実させるとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実を図ります。	R7年度	家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、迅速に相談対応を行い、関係機関と連携した支援に取り組む。	こどもや保護者等からの相談について、9,345件対応した。また、家族からの相談に迅速に対応するため、相談体制を柔軟に調整し、ニーズに合わせた相談対応を行った。	A	保護者からの相談に対して迅速かつ寄り添った対応を行っていく。また、関係機関との連携を強化し、早期支援がより円滑に行えるよう、相談支援体制の充実を図る。	有	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター
			R8年度	家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、迅速に相談対応を行い、関係機関と連携した支援に取り組む。						
			R7年度	家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、電話や来所等での相談支援に取り組む。	家族・親族からの相談について、以下のとおり対応。 電話相談件数（延）9,149件中704件 来所相談（延）344件中103件 訪問相談（延）26件中3件、合計810件	A	今後も相談対応を行っていく。	有	—	こころの健康センター
			R8年度	引き続き、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談対応に取り組む。						
④	身体・知的障がい者相談員の設置	障がいのある人の生活全般や福祉サービス利用などについての相談支援を行います。	R7年度	相談員と連携しながら、電話等での相談支援に取り組む。	身体障がい者相談員：3名 相談件数：6件 知的障がい者相談員：5名 相談件数：336件	A	今後も相談員と連携しながら相談支援を行っていく。	有	障がい者相談員設置経費	障がい福祉課
			R8年度	前年度に引き続き相談員と連携しながら、電話等での相談支援に取り組む。						
⑤	民生委員・児童委員の養成	地域の身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。	R7年度	会長研修会、大学講座、全体研修会、新任者研修会、主任児童委員研修会に加え、各区民児協研修会も充実させながら対面研修及びウェブ会議ツールのハイブリッド型研修を展開しつつ、引き続き民生委員・児童委員の資質向上に努めていく。	動画視聴研修と集合研修を組み合わせたハイブリッド研修として、市民児協にて熊本市民生委員・児童委員大学講座を開催するなど、仕事をしている方でも研修に参加しやすい環境を作るためにICTを活用した研修を行った。	A	参加しやすい研修のあり方として、動画視聴と集合研修を組み合わせた形式での研修会の実施や、各種研修をビデオ録画し、記録や配信をすることで民生委員が学べる機会を確保できるようにデジタル活用をしていく。	有	—	健康福祉政策課
			R8年度	会長研修会、大学講座、全体研修会、主任児童委員研修会に加え、各区民児協における研修会の充実を図るとともに、対面と動画配信ツールを併用したハイブリッド型研修を展開する。また、一斉改選後の新任者研修を開催し、引き続き民生委員・児童委員の資質向上に努めていく。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現									
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援									
施策の方向性		(3)	障がい特性に応じた支援									
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定		取組実績		評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
①	発達障がい者に対する支援	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。		R7年度	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行う。	発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行った。	A	今後も関係機関と連携を図り、ニーズに沿った支援に努める。	有	発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター	
				R8年度	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行う。							
②	難病患者に対する支援	熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の日常生活や就労についての相談、医療講演会や患者・家族交流会の開催など、必要な情報の提供や支援を行います。		R7年度	熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、Webを活用した関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。併せて、当課においても医療講演会・相談会を実施し、必要な情報の提供や支援を行う。また、訪問相談事業も継続して実施する。	熊本県難病相談・支援センターにおいては、Webを活用して難病患者やその家族の日常生活や就労に関する相談、医療講演会（3回）や患者・家族交流会（3回）を開催した。また、当課においても医療講演会（1回）・相談会（1回）を実施し、必要な情報の提供や支援を行ったほか、訪問相談（6件）も実施した。	A	講演会、相談会等については、Webの活用等により、患者の病状に応じた参加方法を工夫しながら進めていく。また、訪問相談事業も実施する。	有	難病相談支援センター事業	医療対策課	
				R8年度	難病患者やその家族を対象とした講演会・相談会等の実施においては、熊本県難病相談・支援センターや当事者会等と連携し、Webを活用して患者の病状に応じた参加方法が取れるよう工夫しながら進めて行く。また、訪問相談事業も実施する。							
③	障がいのある高齢者に対する支援	障がいのある高齢者が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）※等の関係機関との連携に努め、介護保険サービスへの円滑な移行等を目指します。		R7年度	障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）との意見交換会を年2回開催し、介護保険サービスへの円滑な移行ができるよう連携を図る。	障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）との合同研修会を2回開催し、連携のあり方について共通認識をもつことがきるよう意見交換をおこなった。	A	引き続き、障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの合同研修会を開催し、連携強化を図る。	有	相談支援事業経費	障がい福祉課	
				R8年度	障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）との合同研修を実施する。							
		※地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）・・・高齢者に関わる介護予防や、日常生活の様々なお困りごと等について相談できる地域に密着した相談支援窓口として市内27箇所に設置。		R7年度	障がい者相談支援センターと地域包括支援センターの職員を対象とした合同研修会を開催し、連携強化を図る。	障がい者相談支援センターと地域包括支援センターの職員を対象とした合同研修会を2回開催し、共通の課題を通じた意見交換などを実施した。	A	引き続き、障がい者相談支援センターと地域包括支援センターの連携強化に努める。	有	—	高齢福祉課	
				R8年度	引き続き合同研修会を開催する。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	家族会・当事者会の活動支援	障がいのある人やその家族が運営する当事者会・家族会と連携し、その活動の支援を図ります。	R7年度	計8団体へ補助金の交付を行う計画である。補助金の交付対象となる運営費や事業費について、予算書及び計画書にて交付を審査し、年度もしくは当該活動終了後に実績報告書にて収支や活動内容等の確認を行い、金額等の最終確定を実施する。	計8団体へ補助金の交付を行った。補助金の交付対象となる運営費や事業費の実績報告書にて、活動内容や参加者数等の確認を行い、内容に問題がないことを確認している。	A	今後も実施内容を確認のうえ、充実した活動が継続できるよう必要な支援を行う。	有	障がい福祉団体助成	障がい福祉課
			R8年度	計8団体へ補助金の交付を行う計画である。補助金の交付対象となる運営費や事業費について、予算書及び計画書にて交付を審査し、年度もしくは当該活動終了後に実績報告書にて収支や活動内容等の確認を行い、金額等の最終確定を実施する。 加えて本年度に限り、持ち回りの全九州大会の開催に関し、1団体に補助を実施する計画である。						
			R7年度	家族教室での家族相談を通して家族が抱える困りごとについての対応方法や、社会資源等の情報提供を行う。	家族教室に偶数月は市職員が参加し、連携を図るとともに、その場で家族相談を受けることができた。	A	引き続き家族会での家族相談や、電話・面接等にて家族からの相談に継続して対応していく。	有	—	こころの健康センター
			R8年度	家族教室での家族相談を通して家族が抱える困りごとについての対応方法や、社会資源等の情報提供を行う。						
⑤	関係機関・団体との連携による支援体制の充実	支援機関や関係機関・団体、有識者などで構成する各種協議会を設置し、本市の現状や、各機関における課題や情報を共有したうえで、本市の支援の方向性等を協議し、障がいのある人の支援体制の充実に努めます。	R7年度	障がい者自立支援協議会や各部会、障害者施策推進協議会などで、地域の現状や地域課題について協議・共有し、関係機関や当事者団体との連携強化を図る。	障がい者自立支援協議会や障害者施策推進協議会を開催するとともに、4つの部会において年間を通じて意見交換を行った。各協議会で、関係機関の支援体制や地域の現状、地域課題について共有した。	A	引き続き、障がい者自立支援協議会や各部会、障害者施策推進協議会などで、地域の現状や地域課題について協議を行い、関係機関や当事者団体等との連携強化を図る。	有	①相談支援事業経費 ②地方障害者施策推進協議会経費	障がい福祉課
			R8年度	引き続き、障がい者自立支援協議会や各部会、障害者施策推進協議会などで、地域の現状や地域課題について協議・共有し、関係機関や当事者団体との連携強化を図る。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援							
施策の方向性		(4)	障害福祉サービス等の充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 障害福祉サービス等の円滑な提供	障がいのある人が地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供基盤の充実を図り、障がいの特性に配慮した適切な提供に努めます。 熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、特に推進が必要な障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助について計画的に進めます。	R7年度	共同生活援助事業への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	共同生活援助事業所への参入勧奨を行うことで指定事業所数の増加を図り、R7年度は16事業所指定した。また、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を図った。	A	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	有	就労移行支援事業 共同生活援助事業	障がいサービス課	
		R8年度	引き続き、共同生活援助事業への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。							
		R7年度	障がい福祉計画・障がい児福祉計画や当事者等のニーズに基づき、社会情勢も踏まえながら計画的に施設整備を進める。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、社会情勢も踏まえ、障害者施設の施設整備に関する費用の一部を補助し、安心、安全に施設を利用できるよう整備を行った。	A	引き続き、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、社会情勢も踏まえながら、計画的に施設整備を進めていく。	有	障害者社会福祉施設整備費助成	障がい福祉課	
		R8年度	引き続き、障がい福祉計画・障がい児福祉計画や当事者等のニーズに基づき、社会情勢も踏まえながら計画的に施設整備を進める。							
② 障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上	障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。 障害福祉サービス等の質の平準化に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。	R7年度	今後も職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進を図る。多様なケアニーズに対応できる従事者の養成を図るための研修等について、事業者へ周知を行う。	職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る案内を行った。	A	引き続き事業所からの処遇改善に関する問い合わせに対応するとともに、職員の勤務時間が多くなっている事業所に対して指摘・確認を行っていく。	有	—	障がいサービス課	
		R8年度	今後も職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進を図る。多様なケアニーズに対応できる従事者の養成を図るための研修等について、事業者へ周知を行う。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	障害福祉サービス事業所による障害福祉サービスの質の向上	障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進します。障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて必要なサービス事業所を選択できるように努めます。 障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの質の向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。	R7年度	情報公表制度について正確な情報を素早く発信できるよう努め、苦情解決体制の充実については、障がい者（児）の理解促進を事業者に対し行うとともに、サービスの質の向上を図る。	新規の指定事業所に対して、障害福祉サービス等情報公表制度の登録案内を実施し、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて必要なサービス事業所を選択できるよう、情報公表制度の活用を進めた。	A	情報公表制度について正確な情報を素早く発信できるよう努め、苦情解決体制の充実については、障がい者（児）の理解促進を行うとともに、サービスの質の向上を図る。	有	—	障がいサービス課
			R8年度	引き続き、情報公表制度について正確な情報を素早く発信できるよう努め、苦情解決体制の充実については、障がい者（児）の理解促進を事業者に対し行うとともに、サービスの質の向上を図る。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現									
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援									
施策の方向性		(5)	福祉に携わる人材の確保・育成									
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定		取組実績		評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
①	社会参加等を支援する人材の育成	障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員や点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を行います。		R7年度	視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う。また、手話通訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を引き続き行う。	視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員（修了者32名）、手話通訳者（修了者33名）、要約筆記者（修了者8名）、盲ろう者通訳・介助員（修了者7名）、点訳・朗読（音訳）奉仕員（修了者点訳1名、朗読（音訳）5名）の養成を行った。	A	引き続き、視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を継続する。	有	①手話通訳奉仕員養成事業 ②手話通訳者養成事業 ③要約筆記者養成事業 ④盲ろう者通訳・介助員養成事業 ⑤点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい福祉課	
				R8年度	視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う。また、手話通訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を引き続き行う。							
②	福祉に携わる職員の資質の向上	障害福祉サービス事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。 熊本県難病相談・支援センターにおいて、保健・医療・福祉サービスの実施機関の職員等に対する各種研修会、難病患者の在宅療養支援のための講座等を実施します。		R7年度	制度理解のための集団指導の実施や多様なケアニーズに対応できる従事者の養成を図るための研修等の周知を行う。	令和7年度に、制度理解のための集団指導を実施するとともに、随時に、各種研修案内を事業所に対して実施した。	A	引き続き、制度理解のための集団指導と多様なケアニーズに対応できる従事者の養成を図るための研修等の周知を行う。	有	—	障がいサービス課 障がい福祉課	
				R8年度	引き続き、制度理解のための集団指導の実施や多様なケアニーズに対応できる従事者の養成を図るための研修等の周知を行う。							
				R7年度	熊本県難病相談・支援センター等と連携して、人材育成のための在宅療養支援者研修会を開催し、福祉に携わる職員の資質の向上を図るとともに、難病患者の在宅療養支援のための講座等を実施する。	熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者の在宅療養支援のため人材育成研修を2回、講演会を3回開催した。	A	引き続き、熊本県難病相談・支援センター等と連携し、関係者への研修会や難病患者の在宅療養支援のための講座等を実施する。	有	難病相談支援センター事業	医療対策課	
				R8年度	熊本県難病相談・支援センター等と連携して、人材育成のための在宅療養支援者研修会を開催し、福祉に携わる職員の資質の向上を図るとともに、難病患者の在宅療養支援のための講座等を実施する。							
③	福祉に携わる職員の処遇改善等	障害福祉サービス事業所等の職員が安心して働きつづけられるよう、実地指導や集団指導を通じて、事業者等に対して職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組を促し、従事者の離職防止・定着を図ります。		R7年度	職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員処遇改善加算の算定を適切に行い、取得促進を図る。	取得希望の事業所からの加算の区分や計画書の記載方法に関する問い合わせについて対応し、取得を促進した。	A	引き続き、事業所からの処遇改善に関する問い合わせに対応するとともに、職員の勤務時間が多くなっている事業所に対して指摘・確認を行っていく。	有	—	障がいサービス課	
				R8年度	引き続き、職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員処遇改善加算の算定を適切に行い、取得促進を図る。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	介護分野の人材不足への対応	訪問介護分野の人材不足は喫緊の課題であるため、人材の育成と確保に向けた取組を推進します。 介護の仕事の魅力向上を図るために、関係機関と連携し、説明会やイベント、就職面談会等を開催することで魅力ややりがいを発信します。 事業所においてICTの活用や介護ロボットの導入が進み、介護職員の負担軽減や業務改善につながるよう、働きやすい職場環境づくりを支援します。	R7年度	人材の確保のため処遇改善加算等の取得を推奨し、人材の育成に向けた研修等の周知を行う。 また、幅広い人材が介護を支える仕組みを作るため、介護人材確保に関する連携協定に基づき、マッチングサービス「スケッター」を利用した介護施設での有償ボランティアの募集・制度普及を行う。	介護事業所向けの専門家による個別相談（34事業所（総相談回数44回）実施）、事業所への加算取得に係る周知・啓発等を委託事業にて実施した。 また、有償ボランティアマッチングサービス「スケッター」については、R7.6月からR8.3月までの累計で以下の通りの登録者数などとなった。 ・ボランティア登録者数：366名 ・事業所登録件数：94事業所 ・ボランティア応募件数：1,889件 ・ボランティア受入件数：1,346件	A	今後も引き続き、介護事業所の職員の処遇改善が広く行われるよう、加算取得のための助言等の支援を行っていく。	有	—	介護保険課
			R8年度	介護人材の確保のため処遇改善加算等の取得を推奨し、人材の育成に向けた研修等の周知を行う。 また、介護未経験者などとのマッチングサービスに対する利用料の一部補助を行うとともに、介護未経験者に対して入門的研修などの受講勧奨を行うことで、担い手となるまでの一体的支援を推進する。						
			R7年度	求職者に対しては、介護関連事業所を含めた求人企業との出会いの場として、年間4回の合同就職説明会を開催する。	・令和7年6月から令和8年1月までの期間に、合同就職説明会を計4回開催し、延べ701名の求職者及び延べ246社の企業が参加した。	A	企業と求職者等とのマッチングイベントを引き続き実施し、あわせて広報を強化することで、より効果的な人材確保につなげる。	有	—	雇用対策課
			R8年度	求職者・大学生に対して、介護関連事業所を含めた地場企業との出会いの場として、年間3回のマッチングイベントを開催する。						
			R7年度	国の補助金制度の動向を注視しながら、介護職員の負担軽減や業務の効率化につながる取り組みを推進し、働きやすい職場環境の整備を支援する。	事業所におけるDX化の推進や介護職員の負担軽減を目的に「介護テクノロジー導入支援事業補助金」および「障がい児支援分野におけるICT化推進事業補助金」の募集を行い、介護テクノロジー補助金は31事業所、障がい児支援分野のICT補助金は19事業所にそれぞれ補助金の交付を行った。	A	今後も国の補助金制度の動向を注視しながら、介護職員の負担軽減や業務の効率化につながる取り組みを推進し、働きやすい職場環境の整備を支援する。	有	—	障がい福祉課 障がいサービス課
			R8年度	今後も国の補助金制度の動向を注視しながら、介護職員の負担軽減や業務の効率化につながる取り組みを推進し、働きやすい職場環境の整備を支援する。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(1)	ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 障がい児保育の充実	地域の保育所等において、障がいのあるこどもの受入れを促進します。受入れにあたっては、個々の発達状態や障がいの程度に応じて必要な保育が提供できるよう、医療・福祉関係機関と連携し、専門機関が有する知識・技術を活かした障がい児保育に関する研修を実施するとともに、保育所等への訪問指導等を行うことにより、保育士のスキルアップを図ります。	R7年度	障がい児保育に関する研修実施と園内体制作りを行う。（研修は9月12月開催予定） 医療的ケア児を含む障がい児保育について関係機関と連携を図りながら受入れの整備と保育の質の向上を図っていく。	熊本市内の保育施設などを対象に、障がい児保育研修、医ケア児保育研修を実施し、計500名程の参加があった。 障がい児保育研修：10月・12月開催 医ケア児保育研修：7月・12月開催 各施設においては、発達支援コーディネーター等を中心に園内の連携体制作りに取り組んだ。 関係機関と連携を図りながら、障がい児、医ケア児の受入れ体制を整えた。	A	関係機関との連携を図りながら障がい児・医ケア児保育の受入れ体制を整備していく。研修や訪問事業を通して、保育士等のスキルアップを図るとともに、障がい児保育の質の向上を目指していく。	有	—	保育幼稚園課	
		R8年度	医療的ケア児を含む障がい児保育に関する研修を実施する。 障がい児保育研修：9月・12月開催予定 医ケア児保育研修：7月・10月開催予定 関係機関と連携を図りながら受入れの整備と保育の質の向上を図っていく。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	就学・進学における支援	就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくため、医療・保育・福祉の関係機関が連携して保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。また、教育相談室とこども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。さらに特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を各区で実施し、情報提供の充実を図ります。 支援を要する子どもに必要な支援内容や方法については、個別の教育支援計画の追記や移行支援シートを活用して就学先や進学先に引き継ぐことにより、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指します。	R7年度	庁内連携会議を年4回開催し、健診や障がいに関する各種会議の整理、こどもの支援に必要な情報のスムーズかつ迅速な共有について検討する。	庁内関係部署（こども支援課、児童相談所、保育幼稚園課、中央児童発達支援ルーム、特別支援教育室、教育相談室、障がい福祉課、障がいサービス課、こども発達支援センター）との連携会議を年4回開催し、健診のあり方に関する意見交換を行いながら、障がい又はその疑いのあるこどもの早期発見・早期対応を可能とする支援体制整備について検討を行った。	A	今後も関係課で連携しながら、切れ目のない支援体制の充実を図る。	有	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター
			R8年度	庁内連携会議を年4回開催し、健診や障がいに関する各種会議の整理、こどもの支援に必要な情報のスムーズかつ迅速な共有について検討する。 健診のあり方に関する意見交換を行いながら、障がい又はその疑いのあるこどもの早期発見・早期対応を可能とする支援体制整備について検討をする。						
			R7年度	配慮を要するこどもの引き継がれた情報をもとにケース会議を実施し、個別の教育支援計画の内容を充実させ、校内支援体制構築を推進していく。また、引継ぎの重要性を研修会等で周知していく。	特別支援学級主任会や特別支援教育コーディネーター担当者会で個別の教育支援計画統一様式の活用について周知を図った。授業づくり支援訪問等で様式活用等の確認を行った。 配慮を要するこどものケース会議を市全体で2703回実施しており、引き継がれた資料をもとにケース会議の内容を個別の教育支援計画等へ記載し、有効活用していくことができるように学校へ指導を行った。 就学説明会は、1～2月に年中児保護者を対象、6月に年長児保護者を対象に行い、個別の教育支援計画等を使った引継ぎ等に関する周知を行った。	A	関係機関とより連携し、校内支援体制を構築していく。	有	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
			R8年度	配慮を要するこどもの引き継がれた情報をもとにケース会議を実施し、個別の教育支援計画を活用した校内支援体制構築を推進していく。また、引継ぎの重要性を特別支援学級・通級指導教室主任会や特別支援教育コーディネーター担当者会などだけでなく、管理職研修会などの様々な研修会等で周知していく。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	成人期への移行支援	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。 また、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行います。	R7年度	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図る。また、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行う。	熊本市障がい者就労・生活支援センターでは、ハローワーク等の関係機関と連携し、個々の状況や希望を踏まえた職場実習を行うとともに、就労に向けた助言や情報提供を行うなど、学校卒業後の円滑な就労移行を支援した。	A	引き続き、学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図る。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
			R8年度	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図る。また、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行う。						
			R7年度	ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、主に学校卒業後の就労に向けた支援を行う。	就労パスポートの作成支援等、関係機関と連携し本人の特性に配慮した就労に向けた支援を行った。	A	今後も就労パスポート等の作成支援や本人の特性に配慮した就労支援を行う。	有	発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター
			R8年度	ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、主に学校卒業後の就労に向けた支援を行う。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	家族に対する支援	保護者がこどもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行います。 子育ての難しさを感じる保護者が、こどもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者がこどもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。 また、家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所、日中一時支援事業など家族に対する支援の充実に努めます。	R7年度	熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づく加配支援員を配置し、関係機関との連携やマニュアルの活用、巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。	障がい等の配慮を要する児童に対する支援員の加配は、配置基準は満たしているものの、手厚い見守りまでは実施できていない部分があった。 支援員の資質向上については、巡回指導員が各クラブを巡回し、児童の特性に合った見守りの指導やミーティング、全体への研修会を実施することができた。	B	人員や施設の確保を進めるとともに、今後も研修等を通じて支援員のスキルアップを図っていく。 また、必要に応じて保護者との面談を行い、関係機関と連携を図りながら、児童にとってよりよい環境の場の提供を進めていく。	有	熊本市放課後児童健全育成事業	放課後児童育成課
			R8年度	引き続き、熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づく加配支援員の配置の実施を図る。 また、関係機関と連携を図りながら、各種マニュアルの活用や巡回指導員による指導、障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。						
			R7年度	所内でプログラムを継続するとともに、地域の事業所等でペアレントプログラムが実施できるよう、研修型ペアレントプログラム（実施者養成）を行う。	ペアレントプログラム及びペアレントトレーニングを所内で実施し、各グループのフォローアップを行った。また、ペアレントプログラムにおいては、児童発達支援センター等の外部事業所職員の見学受け入れや、導入編として保護者と支援者を対象とした講話を行った。	A	所内でペアレントプログラム及びペアレントトレーニングを実施しながら、地域の事業所等で各プログラムが実施できるよう普及を図る。	有	ペアレントトレーニング事業	こども発達支援センター
			R8年度	所内で各プログラムを継続するとともに、地域の事業所等でペアレントプログラムが実施できるよう、研修型ペアレントプログラム（実施者養成）を継続して行う。						
			R7年度	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図る。	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、R7年度は短期入所を9事業所、日中一時支援を4事業所指定し、サービスの拡充を図った。	A	今後も短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図る。	有	介護給付費等支給決定事務	障がいサービス課
			R8年度	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図る。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(2)	療育・相談支援体制の充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 早期療育の充実	乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に課題があるこどもを早期に発見し、こどもの健やかな成長と自立した生活の実現のために、こどもとその家族に適切な療育や支援を行います。 また、市立幼稚園では、集団生活の中で困りごとや就学に向けて学校生活や学習面に不安を持つこどもを対象に通級指導教室（あゆみの教室、ことばの教室）を設置し、保護者や関係機関等と連携を図りながら指導及び相談・助言を行います。 児童発達支援ルームでは、発達に課題があるこどもとその保護者を対象に、療育活動や相談・助言の実施などの親子療育を行います。	R7年度	乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に遅れがあるこどもを早期に発見し、適切な療育や指導を行う。早期発見に重要な、幼児健診マニュアルの改訂を、関係課とともに行う。 アンケート結果をふまえ、各区との更なる連携を図る。	療育の利用や園への加配のための意見書を発行した。また、各区の新任保健師を対象とした発達支援に関する研修を行った。 言語聴覚士や理学療法士が各区でスマイル相談を実施した。 アンケート結果を踏まえ、早期発見の機会である幼児健診マニュアルの改訂に参画した。	A	幼児健康診査や、各区すこやか相談と連携し、相談や支援体制の充実を図る。	有	こども発達支援センター運営費 子育てスマイルサポート事業	こども発達支援センター	
		R8年度	各区すこやか相談に従事する心理士へ研修を実施する。 幼児健康診査に参加し、専門的な視点での助言や母子保健事業との連携を図る。							
		R7年度	教育福祉連携コーディネーターが園を訪問し、園の状況を確認するとともに、園と関係機関の連携について助言する。 まなび創造プログラムの計画に沿って、あゆみの教室やことばの教室の拡充に向けた検討を行う。	まなび創造プログラムの計画に沿ってプログラムの計画に沿った形で、ことばの教室向山幼稚園健軍東教室での指導を開始した。また、一新幼稚園あゆみの教室を1教室増設するための準備を進めた。	A	まなび創造プログラムの計画に沿った形で、熊本市立の幼稚園すべてに通級指導教室の拡充を検討していく。	有	まなび創造プログラム	総合支援課	
		R8年度	教育福祉連携コーディネーターが園を訪問し、園の状況を確認するとともに、園と関係機関の連携について助言する。 まなび創造プログラムの計画に沿って、通級指導教室の拡充に向けた検討を行う。							
		R7年度	発達に課題があるこどもとその保護者を対象に、療育活動や保護者への相談・助言を行う。また、こどもの理解や子育てのヒントを目的に定期的な保護者研修を実施する。さらに、市内の保育所等を対象とした研修や訪問を実施し、地域支援の充実を図る。	日々の保育の中で保育士が早期に気づき、個々に合わせた対応ができるよう障がい児保育研修を実施した。児童発達支援ルームの親子療育や保護者研修を通して、こどもの発達の理解を深め、子育てに活かすことで早期療育の充実を図った。	A	保育士等を対象とした障がい児保育研修実施を通して早期の段階から丁寧な保育を実施していく。保護者やこどもを対象とした親子療育や保護者研修の実施を通して、子どもの特性理解の促進と早期療育の充実に努める。	有	—	保育幼稚園課	
		R8年度	発達に課題があるこどもとその保護者に対して、早期の段階から丁寧な保育や療育活動を提供するために必要な知識やスキル向上を目的とした研修会を実施する。保護者研修や面談を通して、こどもの特性理解に努め、子育てのヒントにつなげていく。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	地域療育体制の整備	障がいや障がいの疑いのあるこども及びその保護者に対して、地域で療育に関する相談や指導等が受けられるよう、障害児等療育支援事業を活用し、在宅支援を充実していきます。 関係課が連携して、支援のための地域の関係機関のネットワーク化を推進します。 障がいのあるこどもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。	R7年度	障がい児等が身近な地域で療育を受けられるよう障害児等療育支援事業を実施し、在宅の障がい児・保護者へ療育支援を行うとともに、本事業の周知を行う。	障がい児等が身近な地域で療育を受けられるよう障害児等療育支援事業を6施設に業務委託し、在宅の障がい児・保護者へ療育支援を行い、周知方法を検討した。	A	引き続き障害児等療育支援事業を実施するとともに、現状や効果について検討していく。	有	地域障害児支援体制強化事業	障がい福祉課
			R8年度	引き続き、障がい児等が身近な地域で療育を受けられるよう障害児等療育支援事業を実施し、在宅の障がい児・保護者へ療育支援を行うとともに、本事業の効果について検討していく。						
			R7年度	各地域の関係機関のネットワーク化を図るための研修会、意見交換会、巡回相談、座談会等を行う。	各地域で発達支援に関わる福祉、教育、保健、医療等の関係機関で運営会議を開催し、地域のニーズに合わせた研修会等を行った。また、5区の支援者ネットワークの代表で各区の取組に関する情報共有を行った。	A	今後も、各地域のニーズに合わせた研修会等を企画、実施する。	有	地域療育関連経費	こども発達支援センター
			R8年度	各地域の関係機関のネットワーク化を図るための研修会、意見交換会、巡回相談、座談会等を行う。						
③	障がい児支援に関するサービスの充実	障がいのあるこどもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。 また、重度の障がい等の状態にあり障害児通所支援を利用することが難しい障がい児に対しては、居宅訪問型児童発達支援により発達支援を行います。 サービス提供にあたっては、国が策定したガイドラインの活用を推進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。	R7年度	5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの作成・公表が定められ、事業所に公表を求めていく。また、引き続き児童発達支援センター機能強化事業により、障害児通所支援事業所の平準化とともに質の向上を図る。また、中央区、西区への機能強化事業の拡大を検討する。	5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムに係る届出を事業所に依頼し、プログラムの作成状況を確認した。児童発達支援センターの機能強化事業で、地域の障害児通所支援事業所への研修や巡回訪問、区部会（参加者計337人）を行い、事業所の質の向上を図った。	A	令和8年度末に、再度、プログラムの作成状況に係る届出を依頼する。引き続き児童発達支援センター機能強化事業により、障害児通所支援事業所の平準化とともに質の向上を図る。また、中央区、西区への機能強化事業の拡大を検討する。	有	①障害児通所支援事業 ②地域障害児支援体制強化事業	障がいサービス課 障がい福祉課
			R8年度	5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの作成・公表が定められ、事業所に公表を求めていく。また、引き続き児童発達支援センター機能強化事業により、障害児通所支援事業所の平準化とともに質の向上を図る。また、中央区、西区への機能強化事業の拡大を検討する。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	障がい児支援に携わる職員の質の向上	保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、発達支援についての正しい知識と具体的な支援方法についての研修を行い、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施して資質の向上を図ります。	R7年度	学校等に対しては、校長会などの機会を捉えて発達支援に関する講演を行う。障害福祉サービス事業者に対しては、実地指導や集団指導を行う。	学校等に対しては、校長会で障害福祉サービスの内容に関する説明を行い、サービスに関する理解の促進を図った。また、障害福祉サービス事業者に対しては、実地指導や集団指導を実施した。	A	今後も、各機関と連携しながら同様の取り組みを継続する。	有	—	障がいサービス課
			R8年度	引き続き、学校等に対しては、校長会などの機会を捉えて発達支援に関する講演を行う。障害福祉サービス事業者に対しては、実地指導や集団指導を行う。						
			R7年度	保育所等におけるコーディネーターを対象とした支援力向上のための研修を継続し、支援の実践を共有する場を設ける。また、他課が主催する教職員等を対象とした研修への協力や、学校等への巡回相談への同行を行う。	保育所等におけるコーディネーターを対象に、支援力向上を目的とした研修及び支援の実践を共有する交流会を実施した。また、他課が主催する教職員等を対象とした研修への協力や、学校等への巡回相談への同行を行った。	A	今後も、関係各課と連携しながら、各領域の支援者の連携促進や支援力向上のための研修等を行う。	有	ペアレントトレーニング事業	こども発達支援センター
			R8年度	保育所等におけるコーディネーターを対象に、支援力向上を目的とした研修及び支援の実践を共有する交流会等を継続して実施する。また、他課が主催する教職員等を対象とした研修への協力や、学校等への巡回相談への専門職の同行を行う。						
⑤	児童相談所による相談支援	18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談などこどもに関する様々な相談支援を行います。また、こどもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向にある児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。	R7年度	こどもの福祉の増進のため、こどもに関する様々な相談支援を行うこと、専門的な援助を行うことを目的として、以下の2点に努める。 ①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を行う。障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を適切及び遅滞なく行う。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部を助成する。	①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を実施し、それに伴う障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を行った。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部助成を行った。	A	①②ともに引き続き相談・支援を充実させ、障害児福祉の向上に努める。	有	—	児童相談所
			R8年度	こどもの福祉の増進のため、こどもに関する様々な相談支援を行うこと、専門的な援助を行うことを目的として、以下の2点に努める。 ①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を行う。障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を適切かつ遅滞なく行う。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部を助成する。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
⑥	こども発達支援センターによる相談支援	障がい又は障がいの疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行います。	R7年度	障がい又はその疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。 また、園や学校訪問によるケース検討の中で、こどもや環境に応じた支援・助言を行う。	障がい又はその疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行った。 また、園や学校訪問によるケース検討の中で、こどもや環境に応じた支援・助言を行った。	A	相談に速やかに対応し、個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	有	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター
			R8年度	障がい又はその疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。 また、園や学校訪問によるケース検討の中で、こどもや環境に応じた支援・助言を行う。						
⑦	児童発達支援センターの機能充実	主に未就学の障がいのあるこどもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。また、児童発達支援センターに機能強化員を配置し、こども発達支援センターと連携して地域の児童発達支援事業所等への巡回訪問や研修を実施することにより、療育機能の質の向上を図るとともに、地域の障害児通所支援事業所間のネットワークの構築を図っていきます。	R7年度	南区・東区・北区において機能強化事業を実施し、こども発達支援センター等と連携し障がい児通所支援事業所の平準化および質の向上を図る。 また、巡回訪問や各種研修を実施し、療育機能の質の向上と支援事業所間のネットワーク構築を図る。	南区、東区、北区において機能強化事業を実施し、こども発達支援センターと連携し障がい児通所支援事業所の質の向上を図った。 また、巡回訪問や各種研修を実施し、機能強化員とともに療育機能の質の向上と支援事業所間のネットワーク構築を図った。	A	引き続き児童発達支援センター機能強化事業により、障害児通所支援事業所の平準化とともに質の向上を図る。また、中央区、西区への機能強化事業の拡大を検討する。	有	地域障害児支援体制強化事業	障がい福祉課
			R8年度	南区・東区・北区において機能強化事業を実施し、こども発達支援センター等と連携し障がい児通所支援事業所の平準化および質の向上を図る。 また、巡回訪問や各種研修を実施し、療育機能の質の向上と各区を超えた支援事業所間のネットワーク構築を図る。						
			R7年度	中核機能について研修会を実施し、中核的人材を活用できるよう体制づくりを進める。	中核的人材育成に向けて合同研修会（児童発達支援センター連絡会）を11月に実施。地域における中核機能の役割を明確化し、連携を図った。	A	中核機能について研修会を実施し、中核的人材を活用できるよう体制づくりを進める。	有	—	障がい福祉課
			R8年度	引き続き、中核機能について研修会を実施し、中核的人材を活用できるよう体制づくりを進める。						
⑧	小児慢性特定疾病児童等に対する支援	慢性的な疾病を抱える児童やその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域のニーズ把握や課題分析を行い、個別相談支援や相互交流支援等につなげます。	R7年度	対象者へアンケートを行い、どのような課題やニーズがあるか把握し分析を行う。 また相互交流支援事業を実施し、家族同士が交流し情報収集を行うことができる場を設ける。	対象者へアンケートを行い、94名から回答を得た。単純集計・クロス集計を行い、課題やニーズの分析を行った。 相互交流支援事業は7回開催し、家族同士の交流を行い、情報交換の場を設けた。	A	相談支援事業へのニーズが高いことから、相談支援事業の充実を図る。アンケート調査も引き続き実施し、課題やニーズの分析を行う。 相互交流支援事業へのニーズも高いことから、引き続き実施する。	有	—	こども支援課
			R8年度	専門相談窓口を設置し、その周知広報を行うことにより、相談支援事業の充実を図るとともに、対象者へのアンケートを行い、相談支援事業の認知度調査やニーズ把握を行う。 また、相互交流支援事業を実施し、家族同士が交流し情報収集を行うことができる場を設ける。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(3)	学校教育の充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 教職員の専門性の向上	障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター※研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。また、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室担当教員を対象に、社会の変化に対応した専門的な指導法の研修等を実施し、こどもの状況に応じてきめ細かな指導ができるよう指導力と資質の向上を図ります。 ※特別支援教育コーディネーター・・・特別支援教育を推進するにあたり、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う。	R7年度	こどもに関わる全ての教職員に対し、特別支援教育に関する研修を行い、すべての教職員の指導力、資質の向上を図る取り組みを図る。	特別支援学級等の担当者会では、「発達障害のある子の理解と支援」の全体講話で学びを充実させた。トークルーム（オンライン）では、毎回ニーズに合わせてテーマを定め、教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の推進を図った。 授業づくり支援訪問では、指導主事と学級担任でこどもの実態に応じた授業づくりを目指す取組を行った。	A	全ての教職員が特別支援教育に関する研修を受講する取組を行い、通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進していく。	有	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課	
		R8年度	特別支援学級・通級指導教室担当研修及びトークルームは継続して実施していき、教職員の専門性及び特別支援教育への理解が深まるようにする。授業づくり支援訪問では、インクルーシブ教育の視点を入れた授業づくりを推進していく。							
② 就学支援委員会	就学支援委員会は、本人・保護者に対し、教育的ニーズに応じた適切な学びの場を選択できるように助言を行います。	R7年度	こどもの学びの場を本人も保護者も納得して選択ができるように、体験や見学の推進を図る。また、教育相談室と連携を図りながら待機期間が長ならないような体制の工夫を図る。	教育相談室への予約から相談までの体制を年度初めに見直し、工夫をすることで前年度よりも待機期間の短縮ができた。また、教育相談室での相談や就学支援委員会での審議、指導主事による園や学校での行動観察を通して、適切なこどもの学びの場の選択につながるよう、学校や保護者に助言を行った。	A	教育相談室への予約から相談までの待ち時間をさらに短縮するための体制を構築する。より適切なこどもの学びの場の選択につながるよう、新たな検査等の導入について検討を重ねる。	有	—	総合支援課	
		R8年度	教育相談室への予約から相談までの待機期間をさらに短縮するために、検査体制の見直しを図る。より適切なこどもの学びの場の選択につながるよう、新たな検査等を導入する。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	校内支援体制の充実	・相互理解の推進 障がいのあることもとない子どもが共に学びあい相互に理解を深めるため、交流及び共同学習を進めるとともに、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進します。 ・校内委員会等の設置 各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、具体的支援の計画・検討などを行う校内委員会を設置します。さらに、児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため教員を補助する学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置します。	R7年度	共生社会の実現に向けて、障がいのあることもとない子どもが、相互に尊重し合いながら協働していく交流及び共同学習推進のため通知を発出していく。 特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るために、校内での連携強化を図るための研修を実施する。	交流及び共同学習の推進に向けて通知を発出したり、主任会等で共通理解を図った。障がいのあることもとない子どもが共に学ぶことが良かったと思うことものの割合は80%強であった。 授業づくり支援訪問はR7年度に37校に実施。ステップアップサポーターを小学校118回中高69回訪問し、特別支援教育の視点を生かした授業づくりについて指導を行い推進した。	A	交流及び共同学習の充実のため教職員へ活動の目的を再度周知する取組を行う。 特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を設置し学校の対応力を高めていく。	有	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
			R8年度	笑顔いきいきプラン（第3次熊本市特別支援教育推進計画）を周知するとともに、共生社会の実現に向けて、障がいのあることもとない子どもが、相互に尊重し合いながら協働していく交流及び共同学習推進のため通知を発出していく。 特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るために、校内での連携強化を図るための研修を実施する。						
			R7年度	特別支援教育コーディネーターが核となり、支援を要することもたちの具体的支援方法を検討したり、校内支援体制を構築していくための研修を実施する。 各学校の状況を把握し、状況に応じて安全確保や学習環境の改善を図るため、学級支援員を配置。また、医療的ケアを必要としている児童生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を配置。また、それぞれ、専門性を確保するために年間3回の研修を実施。	特別支援教育コーディネーター研修会では「共に育ち合う学校づくりとインクルーシブ教育の実現」についての講話をもとに、模擬ケース会議をブロックごとに実施した。校内支援体制を構築し、校内の対応力を高めていくための研修を行うことができ、各学校でケース会議が活性化した。 学級支援員や学級支援員（看護師）の専門性に対して年間3回研修を実施した。	A	特別支援教育コーディネーターの校内支援体制の構築に向けた取り組み強化や学級支援員の専門性の向上の継続した取組を強化していく。	有	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
			R8年度	特別支援教育コーディネーターが核となり、支援を要することもたちの具体的支援方法を検討したり、ケース会議の開催や校内支援体制を構築していくための研修を実施する。 各学校の状況を把握し、状況に応じて安全確保や学習環境の改善を図るため、学級支援員を配置している。また、医療的ケアを必要としている児童生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を配置している。また、それぞれ、専門性を確保するために年間3回（毎学期はじめに実施）の研修を実施していく。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	施設等環境整備	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備充実に努めます。	R7年度	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、スロープやバリアフリートイレといった、校舎等の施設・設備の整備充実に引き続き努める。	障がいのある児童生徒の学習環境向上のため、特別支援学級設置工事並びにスロープ及び車椅子使用者用トイレ等のバリアフリー整備工事を行った。 ・特別支援学級教室等改修 8件 ・バリアフリートイレ設置 12件 ・校舎エレベーター整備 4件	A	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備充実に努めます。	有	—	学校施設課
			R8年度	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、バリアフリートイレといった、校舎等の施設・設備の整備充実に引き続き努める。						
⑤	進路指導の充実	一人ひとりの児童生徒の進路希望を踏まえ、特性に応じた進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。	R7年度	研修会等で個別の教育支援計画を作成する際のモデルを提示する等行い、学校と関係機関が連携した支援者ミーティングを推進し、児童生徒の進路指導の充実を図る。	担当者の研修会では、進路指導に関する内容周知を図った。個別の教育支援計画を作成の時に、進路を見据えた保護者との教育相談が行われた。	A	個別の教育支援計画を作成するときに学校、保護者、関係機関が連携してこどもの進路等についての教育相談を実施していくことを推進していく。	有	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
			R8年度	研修会等で個別の教育支援計画を活用しながら、こどもを中心として家庭・学校・関係機関が連携して行う支援者ミーティングを推進し、児童生徒の進路指導の充実を図る。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
⑥	多様な学びの場の整備	障がいのある児童生徒が、居住する身近な地域において適切な教育を受けることができるよう努めます。また、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の整備を行います。	R7年度	学びの場を決定するうえで学びの場の特徴や地域の学校に就学することが基本であることなどを学校や保護者に適宜、周知を図り、一人ひとりに応じた教育を受ける環境を整備していく。	校長会や学校向けの就学事務説明会、保護者向けの就学説明会等を通して、地域の学校で学ぶことが基本であることや学びの場の特徴について周知を行った。 また、小学校2校に通級指導教室の新設に向けて準備を進めることができた。	A	令和8年度から実施する笑顔いきいきプランに沿った形で、熊本市立の小中学校に通級指導教室の拡充等を検討していく。	有	—	総合支援課
			R8年度	学びの場の特徴や地域の学校で学ぶことについて、学校や保護者に適宜周知を図る。また、笑顔いきいきプランに沿った形で、熊本市立の小中学校に通級指導教室の拡充や通級指導教室における巡回指導に向けた準備を進める。						
⑦	大学就学支援	重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。	R7年度	利用学生の要望を踏まえ、引き続き大学等と連携を図りながら事業を実施する。	【R7実績】 2大学（1名・2名）	A	重度障がい者の大学修学の機会を確保するため、関係機関と連携を図りながら進める。	有	—	障がいサービス課
			R8年度	利用学生の要望を踏まえ、引き続き大学等と連携を図りながら事業を実施する。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
⑧	家族に対する支援	・放課後児童クラブ（児童育成クラブ）における受入れ障がいのあるこどもの放課後児童クラブの利用が増えていることから、必要に応じて加配支援員を配置するなどして受入れ環境を整備します。あわせて、巡回指導員による助言、支援についてのマニュアル等の活用や研修を通して、クラブ支援員の資質の向上を図ります。 ・障害児タイムケア事業 障がい児を日常的にケアしている家族のレスパイトケア※及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、障害児タイムケア事業を実施します。 ※レスパイトケア・・・障がいのある人を支える親や家族を一時的に、一定の期間、その介護から解放することにより、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること	R7年度	熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づく加配支援員を配置し、関係機関との連携やマニュアルの活用、巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。	障がい等の配慮を要する児童に対する支援員の加配は、配置基準は満たしているものの、手厚い見守りまでは実施できていない部分があった。 支援員の資質向上については、巡回指導員が各クラブを巡回し、児童の特性に合った見守りの指導やミーティング、全体への研修会を実施することができた。	B	人員や施設の確保を進めるとともに、今後も研修等を通じて支援員のスキルアップを図っていく。 また、必要に応じて保護者との面談を行い、関係機関と連携を図りながら、児童にとってよりよい環境の場の提供を進めていく。	有	—	放課後児童育成課	
			R8年度	引き続き、熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づく加配支援員の配置の実施を図る。 また、関係機関と連携を図りながら、各種マニュアルの活用や巡回指導員による指導、障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。							
			R7年度	障がい児を日常的に介護している家族のレスパイトケア及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、関係機関との連携を図りながら、障害児タイムケア事業を実施する。	令和7年度は、障害児タイムケア事業に4名が申請し、延べ159回の利用があった。	A	家族の介護負担の軽減を図るために、関係機関との連携を図りながら実施していく。	有	—	障がいサービス課	
			R8年度	引き続き、障がい児を日常的に介護している家族のレスパイトケア及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、関係機関との連携を図りながら、障害児タイムケア事業を実施する。							

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(4)	発達障がい児への支援							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
①	こども発達支援センターによる支援		R7年度	障がい又はその疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	障がい又はその疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行った。 相談支援件数 9,345件	A	個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	有	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター
			R8年度	障がい又はその疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。						
②	発達障がい者支援センターによる支援		R7年度	発達障がいのあるこども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行う。また、高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図り、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行う。	発達障がいのあるこども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援、研修会や講演会等の普及活動を行い、こども発達支援センターとの連携を行った。	A	学齢期においては、教育機関との連携が重要となるため、引き続き更なる連携を図る。	有	発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター
			R8年度	発達障がいのあるこども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行う。また、高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図り、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行う。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(5)	医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援体制の充実	医療的ケア児及び重症心身障がい児が地域において適切な支援が受けられるように保健・医療・障がい福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取組を推進します。医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保育所等の受入体制の整備を促進します。医療的ケア児等の生活システム構築のために、障害福祉サービス等とつなぐキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターの養成に取り組めます。	R7年度	医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び「熊本市医療的ケア児等コーディネーター」のフォローアップを実施し、地域での更なる定着を図る。また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、災害対策や地域支援の情報共有や課題解決策を検討する。	医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び「熊本市医療的ケア児等コーディネーター」の意見交換（フォローアップ）を実施し、コーディネーターの養成及びスキル向上を図った。また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を2回開催し、地域における医療的ケア児等支援のコーディネート体制について、支援者や当事者と情報共有を行った。	A	引き続き医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び「熊本市医療的ケア児等コーディネーター」のフォローアップを実施し、地域での更なる定着を図る。また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、災害対策や地域支援の情報共有や課題解決策を検討する。	有	重症心身障がい児等在宅支援事業	障がい福祉課	
		R8年度	前年度に引き続き、医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び「熊本市医療的ケア児等コーディネーター」のフォローアップを実施し、地域での更なる定着を図る。また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、災害対策や地域支援の情報共有や課題解決策を検討する。							
② 家族への支援体制の充実	在宅の医療的ケア児及び重症心身障がい児に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族のレスパイトを促進できるよう、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。医療的ケア児及び重症心身障がい児が、自宅中心で地域生活を営んでいくために、医療型の短期入所の整備などレスパイトケアの充実を図ります。	R7年度	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図っていく。	障がい児も入所可能な短期入所事業を新規で9事業所指定するなど、レスパイトケアの充実を図った。	A	引き続き、レスパイトケアのための支援体制の充実を図っていく。	有	—	障がいサービス課	
		R8年度	引き続き、短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図っていく。							

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(1)	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 疾病の予防	育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。	R7年度	妊娠期から乳幼児期の健康づくりを行うため、妊産婦健康相談や離乳食教室、地域の育児サークル支援等を通じ、生活習慣の確立や疾病予防等啓発を実施する。また、成人期に対して、SNSや熊本健康アプリ等を活用し、健康情報の発信や特定健診・がん検診の受診勧奨など啓発を行う。	妊娠期から乳幼児期に関して、妊産婦健康相談や離乳食教室を開催し、疾病予防の啓発を行った。また、育児サークル支援を通じて生活習慣の確立について啓発を実施した。	A	妊娠期から乳幼児期に関して、引き続き育児サークルや離乳食教室にて生活習慣の確立や疾病予防についての啓発を実施する。	有	—	こども支援課	
		R8年度	妊娠期から乳幼児期の健康づくりを行うため、妊産婦健康相談や離乳食教室、地域の育児サークル支援等を通じ、生活習慣の確立や疾病予防等啓発を実施する。また、成人期に対して、SNSや熊本健康アプリ等を活用し、健康情報の発信や特定健診・がん検診の受診勧奨など啓発を行う。							
		R7年度	個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	R7年度については、79歳以下の全対象者への乳がん・子宮頸がんを含む5がん検診の個別受診勧奨の強化に取り組む等、がんの早期発見・早期治療をさらに図った。	A	全大腸内視鏡検査に引き続き取り組むとともに、個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	有	—	健康づくり推進課	
		R8年度	個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。							
② 早期発見・適切な対応	乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。	R7年度	個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	R7年度については、79歳以下の全対象者への乳がん・子宮頸がんを含む5がん検診の個別受診勧奨の強化に取り組む等、がんの早期発見・早期治療をさらに図った。	A	全大腸内視鏡検査に引き続き取り組むとともに、個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	有	—	健康づくり推進課	
		R8年度	個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。							
		R7年度	乳幼児健康診査において、疾病や発達障害の早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関等の紹介を行う。	妊婦・乳児健康診査は医療機関で、幼児健康診査は各区役所保健こども課で実施し、異常の早期発見・早期治療、療育へのつなぎや相談対応を行うことができた。	A	健診の実施、異常の早期発見、治療や療育へのつなぎ、相談対応を行う。	有	—	こども支援課	
		R8年度	乳幼児健康診査において、疾病や発達障害の早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関等の紹介を行う。							

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 重症心身障がい児・者等の支援の充実	・総合的な支援体制の確保 重症心身障がい児・者等の支援に当たっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。 ・重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の整備 医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、障がい児から障がい者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。 ・療育、リハビリテーション機関の確保、レスパイトケアの充実 NICU退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。 ・行動障がいのある人に対する支援 在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など、行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。	R7年度	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を引き続き実施し、特に障がい者相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターが市町村コーディネーターとして包括的な支援体制が構築できるようフォローアップを随時、実施する。また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、災害対策や地域支援の情報共有や課題解決策を検討する。	地域の支援者がコーディネーターとして「重症心身障がい児」や「医療的ケア児」のライフステージに応じた支援が行えるよう医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施した。 また、障がい者相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターに対して、市町村コーディネーターとしての役割の理解が明確となるよう意見交換（フォローアップ）を実施し、相談体制の充実を図った。 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を2回開催し、「重症心身障がい児」や「医療的ケア児」の、地域における支援のコーディネート体制について支援者や当事者と情報共有や解決策の検討を行った。	A	医療・保健・福祉などそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行ううえで欠かせないコーディネーターを養成していくために医療的ケア児等コーディネーター養成研修を引き続き実施する。 特に障がい者相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターが市町村コーディネーターとして包括的な支援体制が構築できるようフォローアップを実施し、定着を図っていく。 また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、災害対策や地域支援の情報共有、課題解決策を検討する。	有	重症心身障がい児等在宅支援事業	障がい福祉課	
		R8年度	昨年度に引き続き、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施する。特に障がい者相談支援センターの医療的ケア児等コーディネーターが市町村コーディネーターとして包括的な支援体制が構築できるようフォローアップを随時、実施していく。また、重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催し、災害対策や地域支援の情報共有、課題解決策を検討する。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
			R7年度	身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を選任し、地域における身近な相談窓口体制の確立を目指す。相談状況や相談員の意見も踏まえ、今後の相談支援体制の検証を行う。	身体障がい者相談員：3名 知的障がい者相談員：5名	A	引き続き、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を設置し、地域における相談窓口体制の確立を目指す。	有	障がい者相談員設置経費	障がい福祉課
			R8年度	前年度に引き続き、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を選任し、地域における身近な相談窓口体制の確立を目指す。相談状況や相談員の意見も踏まえ、今後の相談支援体制の検証を行う。						
			R7年度	居宅訪問型児童発達支援事業所の指定と制度内容の周知を行う。	令和7年度に、居宅訪問型児童発達支援事業所の新規指定はなかったもの。	A	引き続き周知を図り、新規事業所の増加を図る。	有	児童発達支援事業	障がいサービス課
			R8年度	引き続き、居宅訪問型児童発達支援事業所の指定と制度内容の周知を行う。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	医療費の助成	障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、小児慢性特定疾病や重度心身障がい者（児）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の医療費の助成を行います。	R7年度	重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。また、オンライン申請手続の周知を行うなど、手続の拡充等を検討し、利便性の向上を図る。	重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるよう各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成した。また、併用レセプトの運用により市民や医療機関の手続き負担を減らすことができた。	A	引き続き重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。また、オンライン申請手続の周知を行い、手続の拡充等を検討し、利便性の向上を図る。	有	重度心身障害者（児）医療費助成	障がい福祉課
			R8年度	重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。また、オンライン申請手続の周知を行うなど、手続の拡充等を検討し、利便性の向上を図る。						
			R7年度	自立支援医療（精神通院医療）費の申請があった際に適切な給付を実施し、精神科通院の経済的負担を軽減できるよう努める。	自立支援医療（精神通院医療）の適切な給付を実施できた。	A	適正な助成を行うため、関係機関との連携を図りながら実施継続していく	有	自立支援医療（精神通院医療）事業	こころの健康センター
			R8年度	引き続き自立支援医療（精神通院医療）費の申請があった際に適切な給付を実施し、精神科通院の経済的負担を軽減できるよう努める。						
			R7年度	事業対象者に受給者証や医療券等を発行し、医療費負担を軽減する。	支給認定の申請があった際に適切な給付を実施し、対象者の経済的負担を軽減することができた。	A	支給認定の申請があった際に適切な給付を実施し、対象者の経済的負担を軽減する。	有	—	こども支援課
			R8年度	事業対象者に受給者証や医療券等を発行し、医療費負担を軽減する。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	歯科保健医療の推進	・歯科疾患の予防 歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で障がいのある未就学児等を対象にむし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。また、障がい児(者)団体等と連携し、障がいのある人の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。 ・歯科受診の推進 歯科医療については、障がいのある人が、身近な歯科診療所で安心して診療を受けることができるよう、障がい児(者)口腔ケア事業を実施し、障がい児(者)歯科地域協力医での受診を推進します。 ・歯科保健医療体制の充実 熊本県歯科医師会立口腔保健センター、熊本市歯科医師会との連携強化を図り、身近な地域で受診可能な歯科保健医療体制の充実を図ります。	R7年度	障がい児等の未就学児を対象に各区役所で歯科相談、フッ化物塗布と口腔ケアを実施する。幼児健診時などに対象となる児の保護者に事業を紹介するなどして啓発を行う。県歯科医師会のホームページを紹介するなどして障がい児（者）が受診できる歯科医院の情報提供を行う。節目年齢歯科健診、妊婦歯科健診、フッ化物塗布事業の協力医療機関に熊本県歯科医師会口腔保健センターが追加されたことをきっかけに、障がい児（者）が事業を利用しやすい環境を整備する。	障がい児及び発達に不安のある児のむし歯予防事業（歯っぴー事業）のR7実績 …延人数92人、実人数21人、実施回数24回	A	事業評価を行い、今後の事業のありかた（開催回数の見直しなど）について検討する。	有	—	健康づくり推進課
			R8年度	障がい児等の未就学児を対象に、各区役所で歯科相談、フッ化物塗布と口腔ケアを実施する。幼児健診時などに対象となる児の保護者に事業を紹介するなど周知・啓発を行う。また県歯科医師会のホームページを紹介するなど障がい児（者）が受診可能な歯科医院の情報提供を行う。さらに節目年齢歯科健診、妊婦歯科健診およびフッ化物塗布事業の協力医療機関に熊本県歯科医師会口腔保健センターが追加されたことを契機として、障がい児（者）が事業を利用しやすい環境を整備する。						
			R7年度	歯科医師及び歯科衛生士が、障がい児（者）に対する歯科保健医療に係るスクリーニングの実施、サービスの提供を行う。また、保護者や施設職員等からの個別相談を受ける。	障がい児（者）施設、2施設で実施。2施設合計約80名参加。	A	令和8年度も事業を行い、障がい児（者）の口腔健康の維持向上に努める。今後の事業のあり方については検討する。	有	障がい児(者)口腔ケア事業	障がい福祉課
			R8年度	引き続き、歯科医師及び歯科衛生士が、障がい児（者）に対する歯科保健医療に係るスクリーニングの実施、サービスの提供を行う。また、保護者や施設職員等からの個別相談を受ける。						
			R7年度	地域で受診可能な歯科保健医療体制の充実のため、引き続き、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターの運営支援を行っていく。	地域の歯科診療所での障がい児(者)歯科予防の技術、知識の向上を図るため、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターに対する運営支援を行った。	A	引き続き、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターの運営支援を行っていく。	有	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業（口腔保健センター負担金）	医療対策課
			R8年度	地域で受診可能な歯科保健医療体制の充実のため、引き続き、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターの運営支援を行っていく。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	二次障がいの予防	一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。	R7年度	市民への障がいに対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、内容についてもブラッシュアップを図る。	熊本市障がい者相談支援センターと連携し、障がい者サポーター研修、出前講座を開催し、障がいに対する正しい知識の普及啓発を行った。 （R7年度実績） ・研修会数：71回 ・サポーター数：4,072人	A	引き続き、市民への障がいに対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、内容についてもブラッシュアップを図る。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
			R8年度	引き続き、市民への障がいに対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、内容についてもブラッシュアップを図る。						
			R7年度	相談支援及び技術支援を行うとともに、普及啓発に取り組む。	電話相談件数（延）9,149件、来所相談（延）344件、訪問相談（延）26件、計9,519件。また、関係機関への技術支援について、527件実施。 支援者向け研修会（11回、延べ4,512名参加）、市民向け講演会（18回、延べ2,186名参加）	A	今後も相談対応や普及啓発事業を実施する。	有	－	こころの健康センター
			R8年度	引き続き相談支援及び技術支援を行うとともに、普及啓発に取り組む。						
			R7年度	教職員、学級支援員、家庭地域に対し、研修会の実施や特別支援教育リーフレットの配付（HP掲載含む）を通して理解を広げる。	R7年度は、特別支援教育リーフレットの内容を大幅に刷新し、保護者・各学校にデジタルで、共に学ぶ教育の推進に向けて配信を行った。また、区役所の窓口での配付に加え、市のHPに掲載し市民の障がいについて正しい知識の普及を図った。	A	障がいについて正しい理解の普及を図るために特別支援教育リーフレットを毎年度見直し、保護者や各学校への周知を図る。	有	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
			R8年度	家庭や地域、教職員等に特別支援教育リーフレットの配付を通して理解を広げる。また、市HPへ掲載することで、学校関係以外の方々にも周知を図る。						

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(3)	難病に関する保健・医療施策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 難病対策の推進	難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問相談等、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行うための支援を行います。難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行います。難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関（者）、指定医療機関、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。また、難病に対する相互理解を深めるため、市主催の研修会や講演会、医療相談会等を開催します。	R7年度	児童の難病（小児慢性特定疾病）に関して、相互交流支援事業を行っている。また対象者へ医療費の助成を行う。	相互交流事業を7回開催した。また、医療費支給認定の申請があった際には、適切な給付を実施した。	A	引き続き相互交流事業を開催する。また、医療費支給認定の申請があった際は、適切な給付を実施する。	有	—	こども支援課	
		R8年度	児童の難病（小児慢性特定疾病）に関して、相互交流支援事業を7回実施する予定。また、対象者への医療費の助成を行う。							
		R7年度	①指定難病医療費助成における申請者は増加傾向にあり、制度等のより一層の周知等継続し、対象者への医療費の助成を行う。 ②今後も難病対策地域協議会にて関係機関との緊密な連携を図る。 ③熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、Webを活用した関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。併せて、当課においても医療相談会を実施し、必要な情報の提供や支援を行う。また、訪問相談事業も継続して実施する。	①難病対策地域協議会を開催し、関係機関と情報共有及び今後の連携に関する協議を行った。 ②熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会を3回、当課において医療講演会（当事者会との共催）と相談会（当課主催）をそれぞれ1回ずつ開催した。また訪問相談事業を6回実施した。	A	①今後も難病対策地域協議会にて関係機関との緊密な連携を図る。 ②熊本県難病相談・支援センターや当事者会等と連携し、関係者への研修や相談会、講演会を実施するとともに訪問相談事業を継続して実施する。 ③指定難病医療費助成における申請者は増加傾向にあり、今後も継続して制度のより一層の周知・啓発を行う。	有	①指定難病関係事務経費（難病相談支援センター事業を除く） ②難病特別対策事業経費 ③指定難病医療費公費負担経費	医療対策課	
		R8年度	①今後も難病対策地域協議会にて関係機関との緊密な連携を図る。 ②熊本県難病相談・支援センターや当事者会等と連携し、Webを活用した関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。併せて、当課においても医療講演会等を実施し、必要な情報の提供や支援を行う。また、訪問相談事業も継続して実施する。 ③指定難病医療費助成における申請者は増加傾向にあり、継続して制度のより一層の周知を図りつつ、患者の負担軽減のため、医療費の助成を行う。							
② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮しながら、適切な利用を支援します。	R7年度	HPを活用した周知を行う。また、「難病患者さんのためのガイドブック」をHPに掲載し、難病の方が利用できる各種サービスについて案内を行う。	HP上で、以下2点について周知・案内を行った。 ①ハローワークの利用や障害福祉サービスの受給申請時に、「登録者証」を持って指定難病の患者であることが確認できること ②難病の方が利用できる障害福祉をはじめとした各種サービス（HPに掲載している「難病患者さんのためのガイドブック」の中で案内）	A	引き続き、HPを活用して、登録者証及び難病の方が利用できる各種サービスについて、周知・案内する。	有	—	医療対策課	
		R8年度	引き続き、HPを活用して、「登録者証」を持って福祉、就労等の各種支援を利用できること、また難病の方が利用できる各種サービスについて周知を行う。							

基本目標			2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策			3	保健と医療サービスの適切な提供						
施策の方向性			(4)	精神保健・医療施策の推進						
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
①	精神科医療機関等との連携の強化	緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、さらには、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や相談支援事業所等との連携による支援の充実を図ります。 区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・障がい者相談支援センター等における相談体制の充実に努めます。	R7年度	緊急的に医療を必要とする精神障がい者に対し、迅速かつ適切な医療が提供できるように精神科救急医療体制の充実を図っていく。 精神科救急情報センター相談員研修会を9月2日開催予定としている。	9月2日に精神科救急情報センター相談員研修会を実施。 本研修には、熊本県内44の医療機関から熊本市内の18医療機関より31名（新規受講数15名既従事者受講数16名）の従事者が参加。	A	R8年度にも継続して精神科救急情報センター相談員研修会の実施を行う。困難事例も増えてきているため、関係機関で協議しながら実施する。	有	精神科救急医療体制整備事業	こころの健康センター
			R8年度	引き続き、緊急的に医療を必要とする精神障がい者に対し、迅速かつ適切な医療が提供できるように精神科救急医療体制の充実を図っていく。 また、本年度も精神科救急情報センター相談員研修会を9月上旬に実施予定。						
②	依存症の対策	依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）の理解を深めるための啓発や相談体制の充実、さらには、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実を図ります。	R7年度	依存症専門医と依存症専門相談員による依存症相談を行う。 普及啓発に関しては、市民の方に対して予防の視点も取り入れた講演会、支援者に対してはさらなるスキルアップを目的とした研修を実施していく。また、出前講座等による普及啓発も随時行う。	・依存症専門医による依存症相談件数（延）19件 ・依存症相談員による依存症相談件数（延）60件 ・こころの健康づくり講演会 1回44名参加 ・依存症支援者向け研修会 1回33名参加 ・出前講座 1回21名参加 ・薬物乱用防止教室 10回972名参加 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間、アルコール関連問題啓発週間にパネルやちらしを展示。	A	今後も相談対応および普及啓発を行っていく。	有	①精神保健相談支援事業経費 ②精神保健研究・啓発事業経費 ③依存症支援者等研修事業	こころの健康センター
			R8年度	引き続き、依存症専門医と依存症専門相談員による依存症相談を行う。 また、講演会や研修会、出前講座等による普及啓発を行う。						
③	ひきこもりへの対策	社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、社会的ひきこもりへ対応するとともに、電話・メール・来所・訪問相談を行うなど、関係機関と連携して長期化するひきこもりに対する相談体制の充実を図ります。	R7年度	相談対応、普及啓発、人材育成等に取り組む。	電話相談1,502件、メール253件、オンライン相談27件、来所相談951件、訪問相談181件、計2,914件。 当事者プログラム102回・525人、家族教室12回・75人参加。 連絡協議会2回開催。ひきこもりサポーター養成研修1回・26人養成。	A	今後も相談対応の継続、各関係機関との連携をとりながら対応していく。	有	－	こころの健康センター
			R8年度	相談対応、普及啓発、人材育成等に取り組む。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、相談対応に努めます。	R7年度	電話や来所等にて相談対応に取り組む。	電話相談件数（延）2件、来所相談件数（延）0件、訪問相談0件。	A	今後も随時対応を行う。	有	—	こころの健康センター
			R8年度	引き続き、相談対応に取り組む。						
⑤	発達障がいへの対応	発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい者支援センターと連携し、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握とネットワークの構築を行います。	R7年度	発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための研修等を企画開催するとともに、現状の把握とネットワーク構築のための連携会議等を行う。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図る。	発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための講演会や研修会を開催した。また、地域の現状の把握とネットワーク構築のため、関係機関及び支援者と共同で研修会や会議を開催した。発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図った。	A	関係機関とのネットワーク会議を継続し、支援体制を整備していく。また、地域の現状やニーズに合わせた取組（支援者研修や巡回相談等）を実施していく。	有	地域療育関連経費 発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター
			R8年度	発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための研修等を企画開催するとともに、地域の現状の把握とネットワーク構築のための連携会議等を行う。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図る。						
⑥	自殺予防への対策	自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、熊本市自殺総合対策計画等を踏まえ、自殺予防週間等における啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業や自死遺族支援、さらには熊本市自殺対策連絡協議会等の実施による関係機関との連携した取組を推進します。	R7年度	自殺予防啓発講演会を開催し、市民に対して広く啓発を行う。また、ストレスチェックシステムやSNS相談、その他の相談窓口等について、市政だよりやホームページ、SNS等を活用して普及啓発を行う。 ゲートキーパー養成については、教員向けの研修や若者向けの研修等を行い、拡充を図る。	夏休み期間中に「こどものサインに気づけている？」をテーマに保護者向け講演会を開催した。また、市役所1階でのパネル展示他、公式SNS、市政だより等を利用した啓発を実施。 また、SNS相談では、延べ2,592件の相談を受け、ゲートキーパー養成講座は2,255人が受講。 自殺対策連絡協議会では、関係機関との意見交換を実施し、連携を図ることができた。	A	引き続き、自殺予防の啓発およびSNS相談等相談窓口の周知、ゲートキーパー養成講座の拡充を図る。	有	地域自殺対策緊急強化事業	こころの健康センター
			R8年度	自殺予防について市民に対して広く啓発を行う。また、SNS相談、その他の相談窓口等について、市政だよりやホームページ、SNS等を活用して普及啓発を行う。 ゲートキーパー養成については、教員向けの研修や若者向けの研修等を行い、拡充を図る。						

具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
⑦	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム・・・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障害福祉サービス・介護、住まい、社会参加（就労）、地域助け合い、教育が包括的に確保された支援・サービス提供体制のこと。	R7年度	精神障がい者地域移行支援部会（全体部会）：年4回開催予定 精神障がい者地域移行支援部会（区部会）：各区年3～5回開催予定 コアメンバー会議：月1回開催予定	精神障がい者地域移行支援部会（全体部会）：4回実施（6月、9月、12月、2月）延べ253名参加。 精神障がい者地域移行支援部会（区部会）：各区3回～4回実施。延べ参加団体数113団体。	A	地域移行支援部会全体部会、各区部会等を活用し精神障がいのある人にも対応可能な地域包括ケアシステムについて協議を行う。	有	相談支援事業経費	こころの健康センター
		R8年度	精神障がい者地域移行支援部会（全体部会）：年4回開催予定 精神障がい者地域移行支援部会（区部会）：各区年3～5回開催予定 コアメンバー会議：月1回開催予定						
		R7年度	地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う。	精神障害者地域生活移行支援事業所と連携し、課題の共有を図った。	A	地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う必要がある。	有	地域相談支援事業	障がいサービス課
		R8年度	引き続き、地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う。						
		R7年度	障がい者自立支援協議会の精神障がい者地域移行支援部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて検討し、ネットワーク作りの方法や各機関の役割について協議を行う。	精神障がい者地域移行支援部会（全体部会）：4回実施（6月、9月、12月、2月）延べ253名参加。 精神障がい者地域移行支援部会（区部会）：各区3回～4回実施。延べ参加団体数113団体。	A	引き続き、全体部会・区部会を通じて検討、協議を行う。	有	相談支援事業経費	こころの健康センター
		R8年度	精神障がい者地域移行支援部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて検討し、課題解決に向けた取り組みを実施する。また部会内でピアサポーターのスキルアップを図り、活動機会の増加に取り組む。						
		R7年度	毎月開催される精神保健家族教室への職員の参加（偶数月のみ）。 精神保健家族教室の開催にあたって、市政だよりで周知を行う。 家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、電話や来所等での相談支援に取り組む。	精神保健家族教室の開催について市政だよりで周知を行い家族会との連携を図った。 電話相談や来所相談時は家族が抱えるニーズに沿った社会資源や制度などの情報提供を行った。	A	引き続き家族教室での家族相談や、電話・面談等にて家族相談を継続して行っていく。	有	—	こころの健康センター
		R8年度	精神保健家族教室の開催にあたって、市政だよりで周知を行う。 家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、電話や来所等での相談支援に取り組む。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援							
施策の方向性		(1)	雇用の場の拡充							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 事業主への啓発	熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。 様々な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。 障がい者雇用等を積極的に行っている企業を「障がい者サポート企業・団体」として認定し、その取組を企業に周知することで、障がい者雇用に対する意識の向上を図ります。 障がい者雇用に取り組む企業に対する本市独自の雇用奨励金制度の周知を図って、一般企業への就労を促進します。 障害者雇用促進法の改正における障がい者の法定雇用率の引き上げや雇用支援の強化などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。	R7年度	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に関する理解促進を図るとともに、障がいについてのそれぞれの特性や配慮の方法等を周知することで就労の機会の充実と雇用環境の整備を行う。	市障がい者就労・生活支援センターにおいて、企業に対して雇用推奨のための活動を実施した。（雇用勧奨実施企業数：220件） 障がい者自立支援協議会就労部会においては、障がい者雇用に関する意見交換及び情報共有を行うとともに、事業主向けの「しごといく」を改定し、関係機関へ配布した。また、企業や事業所に対し、障がい者雇用に関する研修を開催した。	A	引き続き、事業主に対して障がい者雇用に向けた積極的な啓発活動に努めていく。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課	
		R8年度	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に関する理解促進を図るとともに、障がいについてのそれぞれの特性や配慮の方法等を周知することで就労の機会の充実と雇用環境の整備を行う。							
		R7年度	特定求職者雇用奨励金（旧名称：障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金）の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。	障がい者等の特に就労支援が必要な方々の雇用促進を目的として、雇用奨励金制度の周知活動を労働局と共同し行い、障がい者雇用に対する意識の向上と就労機会の拡大に取り組んだ。 令和7年度は、雇用奨励金として合計137件、総額3,400千円の奨励金を交付した。	A	今後も事業を継続し、労働局と協力し、障がい者雇用に対する意識の向上と就労機会の拡大に取り組んでいく	有	—	雇用対策課	
		R8年度	特定求職者雇用奨励金の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	雇用にあたっての支援	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成などにより、企業の活動を応援します。 市が行う工事の入札に参加する際の競争入札参加資格登録において、障がいのある人の雇用促進に努めている企業に対し、格付け（ランク付け）にて加点の優遇措置を行います。	R7年度	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、職場定着支援の実施、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、企業の活動を応援する。	市障がい者就労・生活支援センターにおいて、職場開拓、求人と求職者のマッチングを図るとともに、就労後の職場定着支援を実施した。（職場定着支援件数：410件） また、障がい者雇用を推進する企業に対して、障がい者サポート企業・団体の認定を行った。（2団体）	A	引き続き、市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の労働機関と連携し、求職者や求人の情報を共有しながら両者のマッチングを図っていく。	有	①障がい者就労・生活支援センター事業 ②熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
			R8年度	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、職場定着支援の実施、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、企業の活動を応援する。						
			R7年度	工事等入札参加資格審査申請（格付け（ランク付け））の際に、障がい者を雇用している企業に対し、主観的数値の点数を加算する取扱いを継続する。	障がい者を雇用している事業者に対する、主観的数値の点数を加算する取扱いを、令和7年度の工事等入札参加資格審査申請の際に実施した。	A	障がい者を雇用している事業所に対する、主観的数値の点数を加算する取扱いを、今後の工事等入札参加資格審査申請の際にも継続する。	有	—	工事契約課
			R8年度	工事等入札参加資格審査申請（格付け（ランク付け））の際に、障がい者を雇用している企業に対し、主観的数値の点数を加算する取扱いを継続する。						
③	公共機関での障がい者雇用の促進	市における障がい者雇用については、身体障がい、精神障がい及び知的障がいのある人を対象としており、今後も一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用していきます。 熊本市障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の活躍を進めるために、職員一人ひとりの特性や能力を活かすことができる職務の選定及び環境等の整備に取り組んでいきます。 障がいのある人を雇用し、市役所での勤務経験を踏まえ、	R7年度	市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保する。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において合理的配慮を行うとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるような職場環境の整備を行う。（一部事業は人事課へ移管）	市における障がい者雇用について、法定雇用率未達成のところがあった。職員の採用にあたっては、合理的配慮を行うとともに、障がいのある人が能力を発揮できるような環境整備をおこなった。	A	障がい者雇用の法定雇用率達成にむけて、関係課と連携を密に行い、障がい者雇用促進と職場定着を支援する必要がある。	有	障がい者雇用関係経費	障がい福祉課
			R8年度	市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保する。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において合理的配慮を行うとともに、採用後は障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるような職場環境の整備を行う。（一部事業は人事課へ移管）					①障がい者雇用関係経費 ②障がい者雇用促進経費	障がい福祉課 人事課

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
		一般就労へのステップアップにつなげるチャレンジ雇用の取組を進めていきます。	R7年度	障がい者支援チーム、関係機関との連携を図り、障がいのある職員の特性に応じた能力が発揮できる職務の選定および環境等の整備を行う。	・障がい者支援チームでは、個別に情報交換し、適切な対応を心掛けた。 ・聴覚に障害のある職員に対して「電話リレーサービス」「文字起こし機能付きボイスレコーダー」を、また視覚障がいのある職員に対して「音声読み上げソフト」を支援ツールとして導入しており、業務遂行環境を整備している。 ・ハローワーク等関係機関と連携した職場との面談により、障がい特性について理解を深めた。 ・チャレンジ雇用の職員が安心して就労できるよう、障がい福祉課・業務支援課と課題の共有、協議を行った。	A	障がい者支援チームと関係部署との連携を密に行い、障がいのある職員の就労定着及び職場の理解促進を行う。	有	—	人事課
			R8年度	障がい者支援チーム、関係機関との連携を図り、障がいのある職員の特性に応じた能力が発揮できる職務の選定および環境等の整備を行う。						
			R7年度	教員採用試験実施要項にある「障がいのある者を対象とした特別選考」の案内を見直し、市ホームページ及び大学説明会等にてさらなるPRをおこなう。また、新規雇用を促進し法定雇用率の達成を目標にかけ、一人ひとりの特性に配慮して働きやすい環境を整備するため相談体制の強化を目指す。	教員採用試験実施要項における「障がいのある者を対象とした特別選考」について、表現や構成を見直し受験対象者に配慮した分かりやすい案内へ改善するとともに、市ホームページの掲載内容を充実させ、大学説明会等の機会を活用した周知・PRを積極的に実施した。	A	今後は、「障がいのある者を対象とした特別選考」について、分かりやすい情報提供を継続するとともに、市ホームページや大学説明会等を活用した周知・PRを行い、受験機会の拡大と働きやすい職場環境の整備を進める。	有	—	教職員課
			R8年度	教員採用試験における「障がいのある者を対象とした特別選考」の周知・PRを強化するとともに、新規雇用の促進により法定雇用率の達成を目指し、相談体制の充実を通じて働きやすい職場環境の整備に取り組む。						
			R7年度	採用に関しては、法定雇用率の達成のため、他局と連携して採用募集を随時行っていく。就労支援員を配置し、障がい特性に配慮した職務内容の設定や職務遂行に関する支援を行うことにより、長く働き続けることのできる職場環境の整備等に取り組む。	採用については、法定雇用率の達成のため、採用募集を随時行った。 就労支援員が、障がい特性に配慮した職務内容の設定や職務遂行に関する支援を行うとともに、相談に対してもタイムリーに対応を行うことで安心感や課題解決に向けた方向性が明確になるなど職場環境の整備等につながった。	A	今後も継続して新規雇用を行い法定雇用率の達成を目標とする。 就労支援員を1名増員し、2名体制とすることで、配置先への訪問件数を増やす等、より個別的に障がい特性に配慮した職務内容の設定や職務遂行に関する支援を行う。	有	—	教育政策課
			R8年度	令和7年度の法定雇用率は、除外率が一律10%下げられた影響による低下や令和8年7月には法定雇用率の2.9%への引き上げが予定されている。採用募集を引き続き行うと共に就労支援員による相談体制の充実を図り、雇用の定着に取り組んでいく。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
④	障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓の充実を図り、障がい者雇用の受入れに取り組む企業等を増やしていきます。若者の就労促進として特別支援学校の教諭と企業との意見交換会を実施するほか、企業と障がいのある人との雇用に関する新たな出会いの場の創出を検討していきます。	R7年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問等による雇用推奨や職場開拓を図る。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携し求人情報を共有するとともに、企業に対して雇用推奨のための活動を実施した。（雇用勧奨件数220件）	A	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、引き続き、雇用勧奨や職場開拓等の活動による仕事の創出に努める。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
			R8年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問等による雇用推奨や職場開拓を図る。						
			R7年度	各産業分野における深刻な人手不足解消及び高校生の県内企業への就職促進に向け、県内各高校の進路指導担当者と高校生の求人予定企業との情報交換会を実施する。	若者の就労促進に向け、令和7年6月に、支援学校を含めた幅広い高等学校の進路指導担当職員56校84名と63社の企業が参加する意見交換会を開催した。	A	今後も事業を継続し、高等学校進路指導担当職員と企業との意見交換会を通じて、相互理解ひいては雇用促進を図る。	有	—	雇用対策課
			R8年度	各産業分野における深刻な人手不足解消及び高校生の県内企業への就職促進に向け、県内各高校の進路指導担当者と高校生の求人予定企業との情報交換会を実施する。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援							
施策の方向性		(2)	一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 一般企業への就労の促進	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対して、ハローワークや障害者職業センター等と連携して一般企業への就労を支援します。 就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行います。 就労定着支援事業所において、就労移行支援等を経て一般就労した者に対して就労を継続するために必要な相談等の支援を行います。	R7年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、情報発信や就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、関係機関と連携し、必要な指導及び助言その他の援助を行う。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行った。（一般就労件数：123件）	A	引き続き、就労を希望する障がい者の求職活動の支援を行っていく。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課	
		R8年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、情報発信や就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、関係機関と連携し、必要な指導及び助言その他の援助を行う。							
		R7年度	制度内容等の周知を行うとともに、就労移行支援事業所の新規開設について勧奨を行う。	実地指導や集団指導において、制度改正や報酬改定についての情報発信を行うことが出来た。また、新たな就労移行支援事業所を1カ所指定し、一般就労先の選択肢を増やす事ができた。	A	引き続き制度内容等の周知を行うとともに、就労移行支援事業所の新規開設について総量規制の枠組みの中で勧奨を行う。	有	就労移行支援事業	障がいサービス課	
		R8年度	制度内容等の周知を行うとともに、就労移行支援事業所の新規開設について勧奨を行う。							
		R7年度	特定求職者雇用奨励金（旧名称：障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金）の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。	障がい者等の特に就労支援が必要な方々の雇用促進を目的として、雇用奨励金制度の周知活動を労働局と共同し行い、障がい者雇用に対する意識の向上と就労機会の拡大に取り組んだ。 令和7年度は、雇用奨励金として合計137件、総額3,400千円の奨励金を交付した。	A	今後も事業を継続し、労働局と協力し、障がい者雇用に対する意識の向上と就労機会の拡大に取り組んでいく	有	—	雇用対策課	
		R8年度	特定求職者雇用奨励金の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	職場定着の支援	障がいのある人が就労後も安心して働き続けられるよう、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、職場定着の支援を行い、関係機関と連携して生活面からの一体的な支援を進めます。 公共職業安定所(ハローワーク)や障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用(障害者試行雇用事業)や職場適応援助者(ジョブコーチ)等の障がいのある人・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。	R7年度	障がいのある人の職場への定着を支援するため、ハローワークや熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、各種制度の周知や職場開拓、職場定着の支援を実施する。	ハローワークや障害者職業センター等の関係機関と適切に連携を図り、利用者のニーズに応じた情報共有や役割分担を行うことで、支援の一貫性と効果を高めた。(職場定着支援件数：410件)	A	引き続き、関係機関と連携しながら求職者と企業のマッチングを図るとともに、各種制度の周知を行う。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
			R8年度	障がいのある人の職場への定着を支援するため、ハローワークや熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、各種制度の周知や職場開拓、職場定着の支援を実施する。						
③	求人・求職者情報の提供	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。	R7年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の各種関係機関と情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努める。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の労働機関と定期的に会議を実施し、適切な求人・求職者情報の共有及び情報提供を行った。	A	引き続き、関係機関と連携しながら職場定着を支援していく。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
			R8年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の各種関係機関と情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努める。						
④	関係機関との連携による相談支援	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。	R7年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労関係機関や教育機関との切れ目のない連携を強化し、就労に関する総合的な相談支援を行う体制を整備する。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、移行支援等の就労関係機関及び特別支援学校と連携し、相談支援を実施した。(障がい者からの相談件数：5,855件)	A	引き続き、関係機関と連携しながら相談支援を実施する。	有	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
			R8年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労関係機関や教育機関との切れ目のない連携を強化し、就労に関する総合的な相談支援を行う体制を整備する。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり								
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援								
施策の方向性		(3)	福祉的就労の促進								
具体的な取り組み			取組予定		取組実績		評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
①	福祉的就労の場の充実			R7年度	今後も「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や工賃向上、障がい者就労施設への理解促進を図っていく。また、支援者向け研修会の開催により、職員のスキルアップを目指す。	障がい者就労施設への理解促進及び工賃向上を目的とした「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を関係団体と協力して12回開催するとともに、職員ネットワークの構築及びスキルアップを目的とした障がい者就労支援施設従事者研修会を開催した。	A	引き続き販売会を開催していくとともに、広報活動にも力を入れることで、売り上げの向上につなげていく。また、支援者向け研修会等を開催し、職員のスキルアップを図っていく。	有	就労継続支援A型事業サポート事業	障がい福祉課
				R8年度	今後も「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や工賃向上、障がい者就労施設への理解促進を図っていく。また、支援者向け研修会の開催により、職員のスキルアップを目指す。						
②	障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進			R7年度	本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、庁内各課に対し優先調達を促す。また、登録名簿や事業運営の見直しを行い、より効果的な調達の推進を図る。	調達方針の策定により庁内各課における積極的な調達を推進した。調達実績は前年を上回ることができなかったが、調達件数は前年を上回り、調達の裾野拡大につながった。	A	更なる調達の推進を図るため、障がい者優先調達登録名簿の活用方法について見直すとともに、庁内及び企業への効果的な周知に努める。	有	障がい者優先調達推進法関係	障がい福祉課
				R8年度	本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、庁内各課に対し優先調達を促す。また、登録名簿や事業運営の見直しを行い、より効果的な調達の推進を図る。						
③	共同受注窓口の活用促進			R7年度	関係機関等と連携して共同受注窓口の取組を進めていく。また、共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課への周知に努める。	共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課への周知に努め、庁内における共同受注窓口を活用した障がい者就労施設等からの調達実績をつくることできた。	A	引き続き、共同受注窓口の周知に努め、庁内や民間での活用も促進していく。	有	就労継続支援A型事業サポート事業	障がい福祉課
				R8年度	引き続き、関係機関等と連携して共同受注窓口の取組を進めていく。また、共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課への周知に努める。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		1	障がいのある人の就労に向けた支援							
施策の方向性		(4)	働く機会の創出							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 多様な働く機会の確保	障がいのある人が、短時間労働や在宅就労など多様な働き方を選択できる就労機会の拡大を図ります。 情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所にとらわれない「テレワーク」は、障がいのある人の雇用機会を広げる大きな可能性があるため、企業や事業所等へ導入の働きかけを行います。	R7年度	テレワークによる働き方の周知を行い、テレワーク人材育成のためのスキルアップ講座を実施することで就労支援を実施する。	個人向けにテレワーク入門セミナー（2回）とオンラインお仕事講座（全8回・1コース）を実施し受講後フォローを行うとともに、企業向けにアウトソーシング等による業務見直し（BPR）セミナーと推進フォローを実施し、多様な働き方の環境整備を支援した。	A	支援団体等と連携して企業参加を促進し、業務棚卸・再設計支援とICT活用（テレワーク等）の導入促進により、短時間・在宅就労等の就労機会拡大を図る。	有	—	雇用対策課	
		R8年度	企業向けワークショップを通じて業務の切出し・再設計を支援し、テレワーク等を含む多様な働き方の導入可能性に関する情報提供と人材育成を行うことで就労機会の拡大を図る。							
		R7年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、関係機関と連携を図り、ICT導入に関する成功事例など情報発信を行う。	熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、関係機関と連携を図り、ICT導入に関する研修や成功事例など情報発信を行った。	A	引き続き、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通じて、ICTを活用した情報発信を行う。また、多様な働き方の一つである、超短時間雇用の推進を図るため、関係機関との連携を行いながら取組を進めていく。	有	—	障がい福祉課	
		R8年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通じて、ICTを活用した情報発信を行う。また、多様な働き方の一つである、短時間での雇用の推進を図るため、関係機関との連携を行いながら取組を進めていく。							
② 福祉と農業の連携の検討	農福連携に実際に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業者等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築していきます。 農業分野における障がいのある人の就労を推進するための具体的な取組を検討します。	R7年度	農福連携に関するマルシェや体験会を支援することで、福祉施設と就労継続支援事業所（A型・B型）とのマッチング件数の増加を図る。	市役所地下食堂において農福連携に関するイベントを開催し、庁内外に農福連携の周知を図った。また、ユニバーサル農園を開園するための補助を実施し、福祉施設や障がいのある方をマッチングするための環境整備に貢献した。	B	ユニバーサル農園を活用した体験会などを通じ、福祉施設と就労支援事業所とのマッチングを行い、農福連携の推進を図る。	有	—	障がい福祉課	
		R8年度	農福連携に関するマルシェや体験会を支援することで、福祉施設と就労継続支援事業所（A型・B型）とのマッチング件数の増加を図る。							
		R7年度	農福連携に関する講演会等を実施することで、農業者の農福連携への更なる理解醸成を図る。	7月18日に認定農業者向けに農福連携についての研修会（講演）を開催。11月29日の「ノウフクの日」に合わせて、市政だよりにて農福連携を紹介する記事を掲載。「ノウフクJAS」認証審査に係る経費に対する補助を実施。	A	関係機関との連携を強化し、より実践的な情報提供や農業者が農福連携に取り組みやすい環境づくりを進める。	有	—	農業支援課	
		R8年度	農福連携に関する講演会等の実施をとおして、農業者の農福連携への理解醸成と取組み機会の拡大を図る。							

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進							
施策の方向性		(1)	文化芸術を通じた社会参加の促進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 文化芸術活動団体の支援	障がいのある人の文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、補助などの支援を行います。	R7年度	障がいのある人の文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供等の支援を実施する。	熊本県聴覚障害者情報文化事業に対し、事業補助金：¥539,850円を交付し、支援した。	A	引き続き、左記の活動支援を継続する。	有	障がい者の芸術活動支援事業	障がい福祉課	
		R8年度	障がいのある人の文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供等の支援を実施する。							
② 文化芸術活動への支援	障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催や情報発信を行います。関係団体と連携・協力し、アールブリュットの普及に取り組むなど、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく国の基本計画を勘案して、障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定を検討します。	R7年度	障がいのある人が制作した作品（絵画、木竹工、手芸、書道、写真など）を募集し、希望荘作品展を開催する。優秀作品については市庁舎1階ロビーでも展示を行う。また、希望荘ふれあいギャラリーを開催し、創作意欲向上と社会参加を目的として、日頃の創作活動の成果を発表する展示場を常設する。	障がいのある人が制作した作品（絵画、木竹工、手芸、書道、写真など）を募集し、希望荘作品展を開催し、多くの募集があった。優秀作品は市庁舎1階ロビーでの展示も行った。また、創作意欲向上と社会参加を目的とした希望荘ふれあいギャラリーを通年にわたり開催した。	A	引き続き、希望荘作品展を開催し、優秀作品の展示、表彰等を行うとともに、ふれあいギャラリーを開催する。	無	希望荘運営経費	障がい福祉課	
		R8年度	障がいのある人が制作した作品（絵画、木竹工、手芸、書道、写真など）を募集し、希望荘作品展を開催する。優秀作品については市庁舎1階ロビーでも展示を行う。また、希望荘ふれあいギャラリーを開催し、創作意欲向上と社会参加を目的として、日頃の創作活動の成果を発表する展示場を常設する。							
		R7年度	文化芸術活動関係団体と連携・協力し、アール・ブリュットの普及に取り組む。展覧会等の案内があった際に広報等を行う。	文化芸術活動関係団体と連携・協力するとともに、展覧会の広報をホームページやSNSで行うことで、アール・ブリュットの普及に取り組んだ。	A	引き続き、文化芸術活動関係団体と連携・協力し、障がいのある人の新たな可能性の追及を支援する。	有	障がい者の芸術活動支援事業	障がい福祉課	
		R8年度	文化芸術活動関係団体と連携・協力し、アール・ブリュットの普及に取り組む。展覧会等の案内があった際に広報等を行う。							
		R7年度	熊本市文化芸術推進基本計画の進捗管理の中で、各課の取組の照会や推進のための検討を行っていく。	文化芸術推進会議を実施し計画推進のための検討を行った。	B	各課の取組の照会については令和8年度に実施予定。	有	文化芸術基本計画推進経費	文化政策課	
		R8年度	熊本市文化芸術推進基本計画の進捗管理の中で、各課の取組の照会や推進のための検討を行っていく。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	文化施設等の利用支援	熊本市現代美術館における観覧料や、熊本城をはじめとした文化施設等の入場料の減免制度を設け、文化施設等の利用を促します。 熊本市動植物園においては入園料の減免制度のほか、難病や障がいのある人とその家族を対象に、閉園後の動植物園に招待する「ドリームナイトアットザズー」を実施します。 ※利用料の減免制度は、障害者手帳の提示等によるものです。	R7年度	展覧会の点字チラシ作成。 在宅就労支援事業団に講演会等の文字起こしを依頼。 現代美術館の展覧会において、各種障害者手帳等をお持ちの方及び付き添いの方について、減免要綱に基づき免除対応。	・展覧会の点字チラシ作成（4件） ・在宅就労支援事業団に講演会等の文字起こし（1件） ・現代美術館の展覧会において、各種障害者手帳等をお持ちの方及び付き添いの方について、減免要綱に基づき免除対応	A	今年度も点字チラシ作成や展覧会の減免対応など継続して行う。	有	—	文化政策課
			R8年度	展覧会の点字チラシ作成。 在宅就労支援事業団に講演会等の文字起こしを依頼。 現代美術館の展覧会において、各種障害者手帳等をお持ちの方及び付き添いの方について、減免要綱に基づき免除対応。						
			R7年度	熊本城特別公開において、各種障害者手帳等をお持ちの方、及び、付き添いの方について、熊本城入園料免除基準に基づき免除対応を行う。	熊本城入園料免除基準に基づき、免除対象者に対して入園料免除の対応を行った。	A	今後も今年度同様継続していく。	有	—	熊本城総合事務所総務管理課
			R8年度	熊本城特別公開において、各種障害者手帳等をお持ちの方、及び、付き添いの方について、熊本城入園料免除基準に基づき免除対応を行う。						
			R7年度	入園料の減免制度を実施予定。 ドリームナイト・アット・ザ・ズーを開催予定。	入園料の減免を実施。 10/4にドリームナイト・アット・ザ・ズーを開催。	A	入園料の減免は継続。 ドリームナイト・アット・ザ・ズーについては、世界的な取り組みであり、他園同様、年1回の実施予定。	有	—	動植物園
			R8年度	入園料の減免制度を実施予定。 ドリームナイト・アット・ザ・ズーを開催予定。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		2	文化・スポーツ活動の促進							
施策の方向性		(2)	スポーツを通じた社会参加の促進							
具体的な取り組み		プラン本文	取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
①	スポーツ活動団体の支援	障がいのある人のスポーツ活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、補助などの支援を行います。	R7年度	障がいのある人たちのスポーツ活動を支援する各種団体の一つとして、総合型地域スポーツクラブへの運営支援を行い、誰もが楽しくスポーツに親しむ環境を提供する。また、ニュースポーツの普及・啓発を促進し、スポーツ用具の無料貸し出しについてさらなる充実を図る。	ニュースポーツによる全体交流会を開催した。育成フォーラムにて「スポーツ現場におけるリスクマネジメント・クライシスマネジメント」の講演と、「今日からできるスポーツセーフティー～緊急時対応計画（EAP）の作成～」ワークショップを開催した。	A	年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、幅広く誰でも楽しむことができるスポーツの普及を支援する。	有	総合型地域スポーツクラブ推進経費等	スポーツ振興課
			R8年度	障がいのある人たちのスポーツ活動を支援する各種団体の一つに総合型地域スポーツクラブがある。各クラブへの運営支援を行い、障がいの有無にかかわらず誰もが楽しくスポーツに親しむ環境を提供している。また、ニュースポーツの普及・啓発の促進のため、スポーツ用具の無料貸し出しについても、さらなる充実を図る。						
②	スポーツ活動への支援	障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行います。 市の公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、個人使用料の減免制度等を通じて、体育施設の利用促進を図ります。 障がいの有無や年齢に関わらず楽しめる障がい者スポーツの普及のため、用具の貸し出しやスポーツリーダーバンクによる指導者の派遣を行い、障がい者スポーツを通じた障がいのある人となない人の相互理解と交流の促進に取り組めます。	R7年度	障がい者等が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障がいについて市民の理解を一層深め、障がい者等の社会参加の促進に寄与することを目的として、熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を実施する。	熊本県との共催により、障がい者スポーツ大会を開催した。	A	障がい福祉団体やパラスポーツ団体等とも連携し、参加しやすい環境となるよう取組を進める。	有	熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会経費	障がい福祉課
			R8年度	障がい者等が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障がいについて市民の理解を一層深め、障がい者等の社会参加の促進に寄与することを目的として、熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を開催する。						
			R7年度	知的障がいのある人たちに日常的なスポーツトレーニングとその成果である競技会を年間を通じて提供し、社会参加を応援している国際的組織であるスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行う。	スペシャルオリンピックス冬季世界大会への結果報告に係る市長表敬訪問に対応した。	A	今後も団体等のニーズに寄り添い、可能な限りの支援を行う。	有	—	障がい福祉課
			R8年度	知的障がいのある人たちに日常的なスポーツトレーニングとその成果である競技会を年間を通じて提供し、社会参加を応援している国際的組織であるスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行う。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
			R7年度	既存施設の手すり等、経年劣化したものは随時修繕を行い利用者の安全を確保するとともに、トイレ洋式化については計画的に行い利用者の利便性の向上に努め、障がいがある方や介助者、満70歳以上の熊本市民については個人使用料を減免することで利用しやすいスポーツ環境を提供し、障がいがある方や高齢者等の社会参加と健康づくりの活動促進を図る。	障がいがある方や介助者、満70歳以上の熊本市民については個人使用料の減免に加え、既存施設の安全性および利便性の向上を図るため、施設点検の結果等を踏まえ、随時修繕を実施した。また、トイレの洋式化については、利用者ニーズや洋式化率を考慮しながら改修を進めた。	A	引き続き、使用料免除に加え、施設の安全性確保やトイレ洋式化等のスポーツ環境の整備に努め、障がいがある方や高齢者等の社会参加と健康づくりの活動促進を図る。	有	—	スポーツ振興課
			R8年度	既存施設の安全性および利便性の向上を図るため、施設点検の結果等を踏まえ、随時修繕を実施していく。また、トイレの洋式化については、利用者ニーズや洋式化率を考慮しながら改修を進める。 また、障がいがある方や介助者、満70歳以上の熊本市民については個人使用料を減免することで利用しやすいスポーツ環境を提供し、障がいがある方や高齢者等の社会参加と健康づくりの活動促進を図る。						
			R7年度	スポーツリーダーの指導者派遣や、スポーツ指導者研修会等を通じて、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに取り組める支援や環境づくりに努める。	総合型スポーツクラブの育成フォーラムと合同で「スポーツ現場におけるリスクマネジメント・クライシスマネジメント」の講演と、「今日からできるスポーツセーフティー～緊急時対応計画（EAP）の作成～」ワークショップを開催した。	A	誰もがスポーツを楽しめる環境づくりのため、研修会等を開催し、支援していく。	有	—	スポーツ振興課
			R8年度	スポーツリーダーの指導者派遣や、スポーツ指導者研修会等を通じて、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに取り組める支援や環境づくりに努める。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		3	外出や移動の支援							
施策の方向性		(1)	学習の機会や余暇活動の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 学習機会の提供と講座等の実施	熊本市生涯学習情報システムを活用し、障がいの有無に関係なく参加できる講座情報の発信に努めます。公民館講座を活用し、障がい者への理解増進に努めます。	R7年度	市役所内外から講座情報を収集し、熊本市生涯学習情報システムに掲載する。また出前講座のメニューの充実を目指す。公民館講座で手話講座を実施し、障がい者への理解促進のための学習の機会を提供する。	市役所内外から講座情報を収集しながら、障がい関係の講座を含む様々な講座を熊本市HP及び熊本市生涯学習情報システムに掲載した。各区1か所以上の公民館において手話講座を開催すると共に、視覚障がい者向けスマホ講座を五福公民館において実施し、学習の機会を提供した。	A	引き続き、最新情報の掲載と学習機会の提供としての講座等を実施していく。	有	—	生涯学習課	
		R8年度	市役所内外から講座情報を収集し、熊本市生涯学習情報システムに掲載する。また出前講座のメニューの充実と共に、ターゲットにピンポイントで講座を紹介出来る形を目指す。手話講座といった障がい者理解促進のための講座に加え、障がい者向けスマホ講座など、障がい者やその家族、障がい者支援に興味のある市民が一体となって学習することのできる機会を提供する。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	社会教育施設等の利用支援	熊本市立図書館では、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、下記のとおり視覚障がいのある人などの読書環境の整備を推進します。 図書館に来館することが困難な障がいのある人を対象に、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸出しを行います。視覚障がいのある人を対象に、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供します。 館内に拡大読書器を設置するとともに、障がいのある人などが利用しやすい書籍（大活字本など）や文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍の充実を図ります。 熊本博物館では、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を実施します。	R7年度	障がい者の読書活動推進のため、引き続き郵送貸出及び対面朗読室の提供を実施する。また、障がい者等が利用しやすい電子書籍等の更なる充実を図る。	郵送貸出については、延べ72名に対し、253点の資料を提供し、来館が困難な利用者への読書機会の確保を図った。また、電子書籍については、約2万タイトルの蔵書を維持し、多様な利用者に対応できる読書環境の整備を図った。	A	郵送貸出及び対面朗読室の提供を継続するとともに、電子書籍の充実を図る。	有	—	熊本市立図書館
			R8年度	障がい者の読書活動推進のため、引き続き郵送貸出及び対面朗読室の提供を実施する。また、障がい者等が利用しやすい電子書籍等の更なる充実を図る。						
			R7年度	観覧者の利便性向上のため、プラネタリウムドーム内外に手話ボランティアの方を配置し、チケット購入や入退場時の支援を行う。チラシやSNS等を活用した情報発信によるイベント情報の周知を行う予定。今後、関係機関と連携をとりながら内容等検討していきたい。	字幕の作成（打込み）とドーム面への投映は「熊本パソコン文字通訳グループらん」のスタッフに依頼するなど準備やリハーサルに時間が必要であったため、字幕投映は年間2日：全4回投映となった。 9月実施分では観覧者105人中聴覚に障がいのある方が6人、3月実施分では観覧者54人中聴覚に障がいのある方が10人であった。 チラシやSNS等を使って情報発信を行ったため、聴覚に障がいのある方の観覧者数が多少増えた。	B	土曜日の午後からの回にて実施しているが、観覧実績を見ると聴覚に障がいのある方のニーズに応えられているとはいえない。ただ、数字には表れていないが、障がいのある方に限らず、視覚情報の方が入りやすい方にとっても必要な取り組みと考える。今後、関係機関と連携を取りながら内容等検討していきたい。	有	—	熊本博物館
			R8年度	プラネタリウム一般番組に、通常の音声（解説）だけでなく字幕を付けて投映する（年間2日：全4回投映を予定）。取り組み内容を関係機関と検討する。 字幕の作成（打込み）とドーム面への投映は「熊本パソコン文字通訳グループらん」のスタッフに依頼。 観覧者の利便性向上のため、プラネタリウムドーム内外に手話ボランティアの方を配置し、チケット購入や入退場時の支援を行う。 チラシやSNS等を活用した情報発信によるイベント情報の周知。						
③	余暇活動の場・情報の提供	障がいのある人が気軽に余暇活動を行う場として、地域活動支援センターの機能の充実を図ります。 障がいのある人が余暇を楽しめる機会や情報交換する機会を充実させ、活動に関する多様な情報を集約し提供します。	R7年度	地域活動支援センターの認知度拡大のため、SNS等を活用した周知活動を進める。また、安定的な運営を図るとともに、各センター同士の情報交換の場を設定し、活用内容の充実を図る。	各地域活動支援センターの運営費補助金の交付を行った。 令和7年度は7件 1件の地域活動支援センターが令和7年度をもって辞退。	A	次年度も継続して実施する。	有	①地域活動支援センター（Ⅰ型）運営費助成 ②地域活動支援センター（Ⅲ型）運営費助成	障がい福祉課
			R8年度	地域活動支援センターの認知度拡大のため、SNS等を活用した周知活動を進める。また、安定的な運営を図るとともに、各センター同士の情報交換の場を設定し、活用内容の充実を図る。 地域活動支援センター1件減ったことにより、新たな地域活動支援センターを公募する。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		3	外出や移動の支援							
施策の方向性		(2)	移動しやすい環境の整備							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
①	公共交通機関等による外出の支援									
		R7年度	障がいのある人に対して、積極的な社会参加や健康でいきいきとした生活を送るための一助として、市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割の負担額で利用できるおでかけICカードを交付する。	市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割負担で利用できるおでかけICカードを交付した。	A	引き続き助成を実施する。	有	熊本市おでかけICカード関係経費（障がい）	障がい福祉課	
		R8年度	障がいのある人に対して、積極的な社会参加や健康でいきいきとした生活を送るための一助として、市内を運行する路線バス・電車（JRを除く）・市電を1割の負担額で利用できるおでかけICカードを交付する。							
		R7年度	障がい者の社会参加促進のため、移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成するタクシー券を交付する。	移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付した。また、令和7年度交付分から額面の増額を行った。	A	引き続き助成を実施する。	有	心身障がい者福祉タクシー経費	障がい福祉課	
		R8年度	障がい者の社会参加促進のため、移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成するタクシー券を交付する。							
		R6年度	NPO等が行う福祉有償運送の必要性について協議・承認を得る場である、福祉有償運送運営協議会を年に2回開催する。	福祉有償運送運営協議会を2回開催し、登録団体の更新登録の承認および委員、利用者代表、登録団体間での福祉有償運送に関する協議を行った。	A	引き続き福祉有償運送の安全かつ適切な運営を行う。	有	—	健康福祉政策課	
		R8年度	NPO等が行う福祉有償運送について協議・承認を得る場である、福祉有償運送運営協議会を年に2回開催する。					—	健康福祉政策課	

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	自家用車による外出の支援	障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費の助成を行います。身体障がいのある人に対する自動車改造費の助成を行います。重度の知的障がいのある人に対する燃料費助成券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。	R7年度	自動車運転免許取得費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。	普通免許の取得により就労等社会参加が見込まれる障がい者を対象に、10万円を上限に助成を行った。（助成実績件数：57件）	A	引き続き助成を実施する。	有	障害者自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課
			R8年度	自動車運転免許取得費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。						
			R7年度	自動車改造費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。	運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造することで社会参加が見込まれる身体障がい者を対象に、10万円を上限に助成を行った。（助成実績件数：19件）	A	引き続き助成を実施する。	有	重度身体障害者用自動車改造費助成事業	障がい福祉課
			R8年度	自動車改造費を必要とする人からの申請に対して迅速で確実な支給を行う。						
			R7年度	障がい者の社会参加促進のため、1人で外出できない重度の知的障がいのある人に対して、家族が運転する自家用車の燃料費の一部を助成する燃料費助成券を交付する。	1人で外出できない重度障がい者で、おでかけICカード及び障がい者福祉タクシー利用券を利用できない療育手帳A1～A2所持者（所得税非課税）に燃料券を交付した。	A	引き続き助成を実施する。	有	燃料費助成事業	障がい福祉課
			R8年度	障がい者の社会参加促進のため、1人で外出できない重度の知的障がいのある人に対して、家族が運転する自家用車の燃料費の一部を助成する燃料費助成券を交付する。						

基本目標		3	自立と社会参加の仕組みづくり							
分野別施策		4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実							
施策の方向性		(1)	障がいに関心した市政情報の提供							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① ふくしのしおりによる情報の提供	障がい福祉の制度内容を集約し、わかりやすく説明したふくしのしおりを配布することで、障がいのある人やその家族が必要とする情報を円滑に取得できるよう支援します。	R7年度	新年度の情報を更新し、情報をわかりやすく集約した「ふくしのしおり」作成に取り組む。関係機関への配布とともに案内チラシ等を作成し、必要な方が情報を円滑に取得できるよう周知する。	情報を更新した新年度のふくしのしおりを各区福祉課やまちづくりセンター等に配布。	A	ユニボイス対応にする。	有	—	障がい福祉課	
		R8年度	新年度の情報を更新し、情報をわかりやすく集約し、ユニボイス対応（業者に依頼）の「ふくしのしおり」作成に取り組む。関係機関への配布とともに案内チラシ等を作成し、必要な方が情報を円滑に取得できるよう周知する。							
② わかりやすい広報の推進	障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介をはじめ、施設や事業者の情報、障がい福祉に関するイベントの情報等を市ホームページやSNS等を活用して障がいのある人にわかりやすく提供します。	R7年度	分かりやすい広報を行うことに加え、ユニボイスの活用をさらに広めるべく、全庁に向けて、利用できる状況を整え、勧奨通知の発出を行う。	・ユニボイスの導入促進のため、導入マニュアルを作成し、全庁に向けて勧奨通知を発出した。	A	機会を見ながら、ユニボイスをはじめ、カラーバリエーションの観点からの資料作成など、障がいの有無に関わらず、わかりやすい資料提供を実施する。	有	—	障がいサービス課 障がい福祉課	
		R8年度	R8年度版「障がい者のためのふくしのしおり」において、ユニボイスを導入する。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	障がいの特性に応じた情報の提供	市政だよりや議会だよりの点字版・音声版を作成し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。 また、市ホームページや市議会ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能を設け、サービスの充実を図ります。	R7年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①点字版・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布。 ②アクセシビリティに配慮したホームページの運用（音声読み上げ機能など）。 ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送。	①R7年度5月号～R8年度4月号の点字・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布を行った。 ②アクセシビリティに配慮したホームページの運用（音声読み上げ機能など）を継続するとともに、アクセシビリティ検査を実施し、その結果を分析・修正対応を行うことで、さらなる対応強化を図った。 ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送を行った。	A	引き続き、点字版・音声版市政だよりの作成、アクセシビリティに配慮したホームページの運用、市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送を行い幅広く市の情報を発信していく。	有	—	広報課
			R8年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①点字版・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布。 ②アクセシビリティに配慮したホームページの運用（音声読み上げ機能など）。 ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送。						
			R7年度	視覚障がいのある方への情報提供を継続する。 ①議会広報紙の点字版・音声版を作成し、希望者に配布。 ②市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大機能の運用	議会広報紙の点字版・音声版の作成、市議会ホームページの音声読み上げ、文字拡大機能の整備など、視覚障がいがある方等に配慮した情報提供を実施した。	A	引き続きアクセシビリティに配慮した情報提供を実施していく。	有	—	政策調査課
			R8年度	視覚障がいがある方への情報提供を継続する。 ①議会広報紙の点字版・音声版を作成し、希望者に配布 ②市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大機能の運用						
④	市長記者会見における手話通訳者の活用	市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、市長及び記者の発言を手話により同時通訳を行い、内容を的確に伝えます。	R7年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、同時通訳を行う。 ②①の映像をホームページに掲載する。	①臨時開催分2回を含め、21回実施した市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、同時通訳を行った。 ②①の映像をホームページに掲載した。	A	引き続き、市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、市長及び記者の発言を手話により同時通訳を行い、内容を的確に伝えるとともに、その映像をホームページに掲載していく。	有	—	広報課
			R8年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①市長記者会見に手話通訳者又は手話通訳士を配置し、同時通訳を行う。 ②①の映像をホームページに掲載する。						

基本目標			3	自立と社会参加の仕組みづくり						
分野別施策			4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実						
施策の方向性			(2)	意思疎通支援の充実						
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
①	コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保	障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員等の養成や派遣を行います。また、区役所総合案内に手話通訳者等を配置するなど、公共機関での意思疎通を支援します。	R7年度	手話通訳者等の派遣及び養成を継続する。また、各区役所の総合案内に手話通訳者の設置を継続し、行政手続きの際の意思疎通支援を行う。	手話奉仕員（修了者32人）、手話通訳者（修了者33人）、要約筆者（修了者8人）、盲ろう者通訳・介助員（修了者7人）、点訳・朗読（音訳）奉仕員（修了者：点訳1人、朗読（音訳）5人）の養成研修を実施することができた。 また、区役所への手話通訳会計年度任用職員の配置、手話通訳者等、要約筆者、盲ろう者通訳・介助員派遣事業も継続し、手話通訳者等派遣事業では遠隔手話対応も引き続き実施した。	A	引き続き手話通訳者等の派遣及び養成事業、各区役所への手話通訳会計年度任用職員の設置を実施し、行政手続や法的手続等における意思疎通支援を継続する。	有	①手話通訳者設置等事業 ②手話通訳者派遣事業・要約筆者派遣事業・盲ろう者通訳介助員派遣事業 ③手話通訳奉仕員養成事業・手話通訳者養成事業・要約筆者養成事業・盲ろう者通訳介助員養成事業・点訳朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい福祉課
			R8年度	手話通訳者等の派遣及び養成を継続する。また、各区役所の総合案内に手話通訳者の設置を継続し、行政手続等の際の意思疎通支援を行う。						
②	熊本市手話に関する施策の推進方針の推進	市の広報媒体を活用した啓発や学校教育における理解・普及の促進を図ります。 市民や事業者等への理解促進や普及に取り組みます。 手話通訳士等の更なる確保と技術の向上を図ります。 手話通訳士等の派遣を行うとともに、手話通訳士等派遣制度の広報・周知に努めます。	R7年度	「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取り組むとともに、施策の実施状況について検証を行う。	「熊本市手話に関する施策の推進方針」に基づき、熊本市手話言語施策推進委員会を開催し、取組状況の報告と検証を行った。	A	引き続き「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取り組むとともに、施策の実施状況について検証を行う。	有	①手話通訳者設置等事業 ②手話通訳者派遣事業・要約筆者派遣事業・盲ろう者通訳介助員派遣事業 ③手話通訳奉仕員養成事業・手話通訳者養成事業・	障がい福祉課
			R8年度	「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取り組むとともに、施策の実施状況について検証を行う。						
③	ヘルプマークの利用促進	内部障がいや難病等、外見からわかりづらい障がいのある人が、周囲の人に配慮や支援を求める手段として活用するヘルプマークを使ったストラップやカードを普及させ、コミュニケーション手段の一つとしての利用を促進します。	R7年度	県と連携した公共交通機関や市の広報媒体を活用した広報活動を進めていくとともに、ヘルプマークやヘルプカードの普及をを通じた利用促進を図る。	市の広報媒体、公共交通機関等の事業者による広報活動や、若い世代を対象とした普及のための動画を作成した。	A	引き続き、市の広報媒体、公共交通機関等の事業者による広報活動を引き続き実施し、ヘルプマークやヘルプカードの利用促進を図る。	有	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
			R8年度	県と連携した公共交通機関や市の広報媒体を活用した広報活動を進めていくとともに、ヘルプマークやヘルプカードの普及をを通じた利用促進を図る。						
④	意思疎通支援の充実に向けた検討	スマートフォンやタブレット端末の活用等、情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。	R7年度	・手話通訳者等の設置や、会議での拡大資料の配布、刊行物におけるUDフォントの活用等、意思疎通支援の充実を図る。 ・市職員向けの手話動画研修の作成及び公開。この研修を受講することによって、少しでも手話で挨拶やコミュニケーションができるようにする。	手話通訳者等の設置や、会議での拡大資料の配布、ふくしのしおりなど刊行物におけるUDフォントの活用等、意思疎通支援の充実を図った。	A	引き続き、だれもが使いやすい意思疎通支援の充実を図っていく。	有	—	障がい福祉課
			R8年度	・手話通訳者等の設置や、会議での拡大資料の配布、刊行物におけるUDフォントの活用等、意思疎通支援の充実を図る。 ・市職員向けの手話動画研修の作成及び公開中であり、これらの受講推進を継続することで、少しでも手話での挨拶やコミュニケーションができる環境を作っていく。						

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(1)	防災対策の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 地域における避難支援体制づくり	地域住民・避難所担当職員・施設管理者などからなる校区防災連絡会の活動を支援し、平常時から各避難所の開設・運営や情報収集、物資供給体制を確立するなど、災害発生に備えます。	R7年度	区役所と連携し、未設立の避難所運営委員会の設立を促していくとともに、避難所ごとの開設・運営マニュアルの作成支援を行っていく。	避難所運営委員会の未設立の避難所について、区役所と連携し設立を促した結果、96.5%の避難所で設立された。また、避難所ごとの開設・運営マニュアルについて、マニュアル作成等に対する助成を行った。	B	未設立の避難所に引き続き設立を促していくとともに、設立済の避難所については、避難所ごとの開設・運営マニュアルの作成支援を行っていく。	有	避難所運営委員会活動支援事業	防災対策課	
		R8年度	区役所と連携し、未設立の避難所運営委員会の設立を促していくとともに、避難所ごとの開設・運営マニュアルの作成支援を行っていく。							
		R7年度	震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図っていく。	校区防災連絡会について、震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図った。	A	震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図っていく。	有	一	防災対策課	
		R8年度	震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図っていく。							

具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
② 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿等の活用及び個別避難計画の作成を推進することにより、避難支援等を行うために必要な情報について避難支援等に関わる地域団体その他関係機関との共有に努めるなど、障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるための仕組みを構築します。障害福祉サービス事業所等の要配慮者利用施設に対して、水害や土砂災害に対する避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促すことで、障がいのある人等の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行います。	R7年度	平常時からの外部提供に同意を得た避難行動要支援者の名簿情報について避難支援等関係者に提供し、地域の防災力向上につなげていく。 障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるよう、個別避難計画作成の優先度に応じ、福祉専門職や市社協等と連携しながら計画作成を推進していく。 令和7年度においても避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について対象施設へ依頼を行う。また、計画未作成の施設に対しては計画作成に向けて効果的な勧奨方法を検討し、障がい者等の施設利用者が円滑に避難できる体制を確保していく。	避難行動要支援者制度の運用開始に伴い、地域の支援者を対象とした説明会を開催した。あわせて、平時からの名簿情報の外部提供に同意を得た避難行動要支援者について、名簿情報を避難支援等関係者へ提供した。また、個別避難計画については、作成優先度の高い方について、福祉専門職の参画を得ながら作成を推進した。 出水期前に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について対象施設へ依頼を行った。また、計画未作成の施設に対しては随時勧奨を行うことで、障がい者等の施設利用者が円滑に避難できる体制の確保に努めた。	A	避難行動要支援者制度について、引き続き地域や市民、福祉専門職等への丁寧な説明を実施し、関係者の理解を得ながら実効性のある制度運用に努めていく。 避難確保計画の内容について実効性のあるものとするため、提出のあった計画について、適宜助言等を実施する。	有	—	防災計画課
		R8年度	平時からの外部提供に同意を得た避難行動要支援者の名簿情報について避難支援等関係者に提供し、地域の防災力向上につなげていく。 障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるよう、個別避難計画作成の優先度に応じ、福祉専門職や市社協等と連携しながら計画作成を推進していく。 令和8年度においても避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について対象施設へ依頼を行う。また、計画未作成の施設に対しては計画作成に向けて効果的な勧奨方法を検討し、障がい者等の施設利用者が円滑に避難できる体制を確保していく。						
		R7年度	制度の円滑な運用のため、制度対象者はもとより、地域関係者や福祉専門職に対し、引き続き丁寧な説明を行い理解・協力を求めている。 また、個別避難計画作成の優先度が高い方に関し、福祉専門職の参画による計画作成を推進するとともに、作成優先度が相対的に高くない方に関し、必要に応じて計画作成支援を行う。	避難行動要支援者名簿の円滑な運用を図るため、システムの整備を推進した。また、制度対象者に加え、地域関係者や福祉専門職を対象とした地域説明会を実施した。 個別避難計画作成の優先度が高い対象者については、福祉専門職が参画の上、計画作成を行い、実際に個別避難計画の作成につなげた。さらに、作成優先度が相対的に高くない対象者についても、今後の計画作成に向けた支援方法やアプローチについて検討し、必要な情報提供等を行った。	A	引き続き制度の円滑な運用を推進する。	有	避難行動要支援者支援経費	健康福祉政策課
		R8年度	制度の円滑な運用のため、制度対象者はもとより、地域関係者や福祉専門職に対し、引き続き丁寧な説明を行い理解・協力を求めている。 また、個別避難計画作成の優先度が高い方に関し、福祉専門職の参画による計画作成を推進するとともに、作成優先度が相対的に高くない方に関し、必要に応じて計画作成支援を行う。						

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
③	施設・事業所における防災体制の整備	災害発生時に、入所者や利用者に対して障害福祉サービス等を継続して提供するために施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）の策定を徹底させます。	R7年度	障害者支援施設等に対し、関係機関と連携しながら、実地指導や集団指導を通じて防災体制の整備について情報提供を行う。	障がい者支援施設等への実地指導において、業務継続計画の策定状況を確認し、適宜策定についての助言等を実施した。	A	引き続き、実地指導等の機会を捉え、業務継続計画の策定・支援を継続していく。	有	—	障がいサービス課
			R8年度	障害者支援施設等に対し、関係機関と連携しながら、実地指導や集団指導を通じて防災体制の整備について情報提供を行う。						
④	NET119やFAXを活用した緊急通報の利用促進	音声（言葉）での通報が困難な人が119番通報するためのNET119やFAXによる119番通報について、様々な媒体を用いた周知を図り、利用を促進します。	R7年度	SNSの活用やチラシなど、各種広報媒体を活用した登録者及び利用促進活動を行う。	チラシの配布やおはよう熊本市でのラジオ放送による登録及び利用促進活動を行った。	A	今後もSNSの活用やチラシなど、各種広報媒体を活用した利用促進活動を行う。	有	—	情報司令課
			R8年度	各種広報媒体を活用した登録者及び利用促進活動を行う。						
⑤	災害時の避難所における支援体制の整備	災害発生時には、熊本市避難所開設運営マニュアルや、それを基に各地域の実情にあわせて作成される避難所運営マニュアル等の活用により、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置等、障がいの特性に応じた配慮や支援の円滑な提供に努めます。	R7年度	避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの追加更新を進める。	避難所ごとに福祉避難室の場所の検討・マニュアルの更新に向け協議するよう各区へ周知した。	B	避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの追加更新を進める。	有	—	防災対策課
			R8年度	避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの追加更新を進める。						

具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
⑥ 福祉避難所及び福祉子ども避難所の整備	災害救助法が適用される災害が発生した場合、必要に応じて、障がい等の理由により一般の指定避難所等での避難が困難な方を対象とする福祉避難所を社会福祉施設等との協定に基づき開設することで、災害時における避難支援体制を整備します。 障がい児等とその家族が避難する福祉子ども避難所を市内の特別支援学校内に設けて安心して避難できる場所を確保します。 必要に応じて関係機関や団体等と合同で訓練等を実施し、災害時の連携体制の強化を図ります。	R7年度	協定締結施設の現況確認や、当該施設との避難所開設等の各種訓練の実施、その反省点等を踏まえたマニュアルの見直し等を行う。	協定締結施設の現況確認や、マニュアルの見直し等を実施した。	A	協定締結施設の現況確認や、当該施設との避難所開設等の各種訓練の実施、その反省点等を踏まえたマニュアルの見直し等を行う。	有	—	健康福祉政策課
		R8年度	協定締結施設の現況確認や、当該施設との避難所開設等の各種訓練の実施、その反省点等を踏まえたマニュアルの見直し等を行う。						
		R7年度	訓練後の反省点や改善点をもとに訓練内容や実施時期、またマニュアルや様式の変更等を行う。 今後も学校運営協議会や校区防災連絡会等に参加し福祉子ども避難所の周知に努める。	協定締結施設の現況確認や、マニュアルの見直し等を実施した。	A	協定締結施設の現況確認や、当該施設との避難所開設等の各種訓練の実施、その反省点等を踏まえたマニュアルの見直し等を行う。	有	—	障がい福祉課
		R8年度	協定締結施設の現況確認や、当該施設との避難所開設等の各種訓練の実施、その反省点等を踏まえたマニュアルの見直し等を行う。						

具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
⑦ 災害時の生活再建に向けた支援	災害時においては、障がい者相談支援センターやNPO法人等の関係機関・団体と連携を図りながら障がいのある被災者の見守りを行うとともに、相談体制を充実させ、住宅確保等の生活再建に向けた支援を実施します。	R7年度	災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に備え、校区防災連絡会議や避難訓練等による連携を行い、支援体制構築に向けた取組を行う。	障がい者相談支援センターの地域支援員が校区防災連絡会議や避難訓練等へ参加し、発災した際の支援体制の構築に努めた。また、令和7年8月の豪雨災害では、障がい者相談支援センターにて地域の障がいある方の被害状況や支援の必要性の把握を行うため、電話や訪問等を行い支援を行った。	A	引き続き、障がい者相談支援センターや関係機関等と連携し、災害に対する支援体制の構築を図る。	有	—	障がい福祉課
		R8年度	災害の発生等の緊急時に備え、校区防災連絡会議や避難訓練等による連携等を行い、支援体制構築に向けた取組を行う。						
		R7年度	障がい者相談支援センターや関係機関等との連携を取り、情報の共有に努める。	災害時に備えて、障がい者相談支援センターと常時連携をとる体制を作ることができている。	A	引き続き、障がい者相談支援センターや関係機関等と連携を取り、情報の共有に努める。	有	相談支援事業経費	
		R8年度	障がい者相談支援センターや関係機関等との連携を取り、情報の共有に努める。						
⑧ 災害時におけるサービス等の支援	被災後の被災者の生活状況を把握し、実情に即したサービスの利用が再開できるよう、障がい者相談支援センター等と連携した迅速な支援を行います。災害等により被害を受けた障がい者福祉施設等について、復旧のための取組を支援します。	R7年度	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図る。	令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた施設の復旧に要する費用の一部について、補助を実施した。	A	該当施設等がある際には本事業にて補助をおこなう。	有	社会福祉施設等災害復旧事業	障がいサービス課
		R8年度	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図る。						

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備									
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現									
施策の方向性		(2)	防犯等の対策の推進									
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
①	緊急通報システム貸与事業		単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制で対応します。	R7年度	障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応のため、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。	令和7年度設置台数：5台（新規0台、廃止1台）	A	引き続き、生活状況の把握のため、毎月の報告書の確認だけでなく委託先と連携して安全な生活の提供を図る。	有	熊本市在宅障害者緊急通報システム事業	障がい福祉課	
				R8年度	引き続き、障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応のため、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。							
②	障がい者支援施設等における防犯対策		障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ設置など、必要な安全対策への取組を支援します。	R7年度	障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、必要な安全対策への取組みの支援を行う。	安全対策の必要な施設を調査し、国へ施設整備の協議書を提出したが、採択には至らなかった。	B	引き続き防犯対策の必要な施設を調査し、国へ施設整備の協議を実施する。	有	社会福祉施設等防犯対策強化	障がい福祉課	
				R8年度	障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、必要な安全対策への取組みの支援を行う。							
③	消費者トラブルの未然防止		障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。また、相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。	R7年度	消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、「消費者安全確保協議会」において情報提供を行う。また消費者関連の法律に基づき、解決に向けた助言やあっせんを行う。	「消費者安全確保協議会」において、判断力が不十分な消費者の被害防止を目的に、高齢者に多い消費者トラブルについて、よくある相談内容などの情報を共有した。	A	引き続き、関係機関と連携し、丁寧な対応に努める。	有	—	生活安全課	
					R8年度	消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、「消費者安全確保協議会」において情報提供を行う。また消費者関連の法律に基づき、解決に向けた助言やあっせんを行う。						
					R7年度	成年後見制度を広く周知し、地域の障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促すとともに、必要な方には市長申立による制度利用を行う。	権利擁護連絡会等で、地域の障がい者相談支援センター等に成年後見制度を広く周知し、地域の障がい者相談支援センター等と連携して、成年後見支援センターを中心に潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促した。	A	引き続き、地域の権利擁護と早期の申請相談を促すとともに、成年後見制度が必要な場合は相談者へ適切に案内する。	有	—	障がい福祉課
					R8年度	成年後見制度を広く周知し、地域の障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促すとともに、成年後見制度が必要な場合は相談者へ適切に案内する。						

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		1	安心・安全のまちづくりの実現							
施策の方向性		(3)	感染症への対策							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 感染症への対応力強化	感染症対策に向けた取組について、事業者の対応状況や有効性等を把握し、感染症が発生しても必要なサービスを継続的に提供できるよう努めます。	R7年度	施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）策定の徹底を指導する。	新規指定申請、指定更新申請の際に、BCP（業務継続計画）資料を確認することで、策定の徹底を指導した。また、実地指導に際しても、BCP（業務継続計画）資料を確認することで、策定の徹底を指導した。	A	引き続き、施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）策定の徹底を指導する。	有	—	障がいサービス課	
		R8年度	施設・事業所に対してBCP（業務継続計画）策定の徹底を指導する。							
② 在宅の重度障がい者等への支援	障がいのある人が感染した場合は、医療機関などと連携し、適切な医療やケアが受けられるよう支援します。介護者が感染症に感染した場合は、障害福祉サービス事業所等と連携し、障がいのある人の受入れなど支援体制を整備します。	R7年度	障害福祉サービス事業所等と連携し、緊急時の受入を速やかに行う。	機能強化員会議等を通じ、障がい福祉サービス事業所等との連携や情報共有を円滑に行った。	A	引き続き、障害福祉サービス事業所等と連携し、感染症が発生した場合の支援体制を整備します。	有	短期入所事業	障がいサービス課	
		R8年度	障害福祉サービス事業所等と連携し、緊急時の受入を速やかに行う。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		2	生活環境の向上							
施策の方向性		(1)	住まいの環境の整備							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 住宅改造や改修に対する支援	住宅を住みやすく改造や改修する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び費用の一部助成を行います。	R7年度	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう、引き続き住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。申請書類や説明書類を見直し、制度のわかりやすい説明、周知に努め、速やかな助成につなげる。	令和7年度の給付実績は計9件であった。	A	引き続き、制度のわかりやすい説明、周知に努め、スムーズな助成を行う。	有	高齢者及び障害者住宅改造費助成事業	障がい福祉課	
		R8年度	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう、引き続き住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。申請書類や説明書類を見直し、制度のわかりやすい説明、周知に努め、速やかな助成につなげる。							
② 公営住宅の活用	障がいのある人等に対し、1階への優先的入居、単身者向け住宅の提供を行います。また、公営住宅の新たな整備や建替え等にあたっては、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等、バリアフリー化を推進します。	R7年度	障がいのある人等に対し、1階への入居及び単身者向け住宅の優先的入居について継続して行う。高平大窪団地集約建替事業では、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等のバリアフリー化を推進する。	1階への入居：32件 単身者向けの住宅の優先入居：63件 高平大窪団地集約建替事業では、バリアフリー化を念頭において設計し、工事に着手した。	A	今後も障がいのある人等に対する1階への入居や優先的入居の取組を継続していく。高平大窪団地集約建替事業におけるバリアフリー化を推進していく。	有	—	市営住宅課	
		R8年度	障がいのある人等に対し、1階への入居及び単身者向け住宅の優先的入居について継続して行う。高平大窪団地集約建替事業では、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等のバリアフリー化を推進する。							
③ 障がい者の居住支援	障がいのある人等の住宅の確保に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を実現するために、熊本市居住支援協議会や住宅確保要配慮者居住支援法人と連携して、入居にかかる支援を行います。ごみ出しが困難な方を対象に玄関先までごみ収集に伺う「ふれあい収集」などの実施により、障がいのある人の日常生活を支援します。	R7年度	庁内福祉部局や熊本市居住支援協議会構成員及び関係団体との連携に努める。住民セーフティネット制度の周知及びセーフティ住宅の確保促進に努める。熊本市居住支援協議会を通した障がい者を含む住宅確保要配慮者への入居支援、相談会を実施する(今年度9回予定)。	熊本市のセーフティネット住宅は、令和8年4月1日付で6,693戸となり、1年間で23戸増となった。熊本市居住支援協議会の相談会は、11回実施し、障がい者に対する入居支援を行った。	A	居住支援協議会と障がい者相談支援センター等との連携をより深めるため、居住支援に関する協議を行い、今後の連携策を検討する。	有	—	住宅政策課	
		R8年度	引き続き、庁内福祉部局や熊本市居住支援協議会構成員及び関係団体との連携に努める。住民セーフティネット制度の周知及びセーフティネット住宅の確保促進に努める。熊本市居住支援協議会を通した障がい者を含む住宅確保要配慮者への入居支援、相談会を実施する(今年度10回予定)。							
		R7年度	家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図る。	収集場所までごみ出しが困難な世帯に対し、必要な支援を実施することができた。また、案内チラシを活用し、関係部署を通じて広く周知することができた。 実施内訳（R6→R7） 身体対象者：170件→178件（8件増） 精神対象者：4件→6件（2件増） 療育対象者：0件→0件（変動なし）	A	令和8年度も案内チラシ等を通じて、サービスが必要な方へ情報が届くよう周知に取り組む。	有	—	廃棄物計画課	
		R8年度	引き続き家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図る。							

基本目標		4	安心・安全な生活環境の整備							
分野別施策		2	生活環境の向上							
施策の方向性		(2)	バリアフリー化の推進							
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課	
① 公園・公共施設等の整備	公園の整備にあたっては、出入口等の段差の解消や多機能トイレの整備など、誰もが利用しやすい空間の整備に努めます。 市の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人等の意見を聴く機会を設けるなどしてニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。 民間建築物においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」による認定や「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（熊本県のやさしいまちづくり条例）」に基づいた協議を行い、障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるよう促します。	R7年度	地域住民や利用者から意見を聞きながら、誰もが利用しやすい公園を目指し機能再編を行う。 公園を改修する場合、熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、トイレや出入口等の整備を行う。	水道端公園及び宮ノ本公園においてストック再編事業を実施しており、令和6～7年度に測量・設計、令和7年度に第1期工事を完了し、現在第1-2期工事を行っている。ワークショップ等により市民意見を取り入れ、トイレ、出入口等のバリアフリー化を計画した。	A	引き続き、市民のニーズに答えられるよう整備を行っていく。	有	—	みどり公園課 みどり政策課	
		R8年度	地域住民や利用者から意見を聞きながら、誰もが利用しやすい公園を目指し機能再編を行う。 公園を改修する場合、熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、トイレや出入口等の整備を行う。							
		R7年度	誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン等に配慮した施設整備に引き続き努めていく。	設計時や工事中に確認をおこない、ユニバーサルデザイン等に配慮した施設整備を行った。	A	引き続き、市民のニーズに答えられるよう整備を行っていく。	有	—	営繕課	
		R8年度	誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン等に配慮した施設整備に引き続き努めていく。							
		R7年度	民間建築物について熊本県のやさしいまちづくり条例に基づいた協議を行い、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促していく。	熊本県のやさしいまちづくり条例に基づき定められた基準に沿い、申請された建築物ごとに必要な指導を行った。	A	今後も、すべての人にやさしいまちづくりの実現に向けて働きかけていく。	有	—	建築指導課	
		R8年度	熊本県のやさしいまちづくり条例に基づき民間建築物の協議を行い、障がいのある人などに配慮した施設・設備となるよう働きかけていく。							
		R7年度	令和7年度以降は特になし	なし	—	特になし	無	—	誘致戦略課	
		R8年度	令和7年度以降は特になし							
		R7年度	令和7年度の対象事業はなし。 今後、復旧予定の施設についても、すべての来場者がアクセスしやすい施設を目指す。	対象事業なし	—	すべての来場者がアクセスしやすい施設を目指す。	有	—	熊本城総合事務所	
		R8年度	令和8年度は、本丸お休み処を移設予定。 今後、復旧予定の施設についても、すべての来場者がアクセスしやすい施設を目指す。							

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	継続の必要性	関連事業名	所管課
②	安全で快適な道づくり	歩道の不陸等の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。 路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去指導等を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。道路と施設との連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化を推進します。	R7年度	安全で快適な道路環境の実現に向けて、計画的に道路のバリアフリー化を図るとともに、歩道の段差解消や既設点字ブロックの補修などを行い、誰もが安心して利用できるバリアフリー空間を確保する。	バリアフリー法に基づく特定道路の指定されている路線において、既設点字ブロックの補修を行った。	A	バリアフリー法に基づく特定道路に指定されている路線の整備状況を把握し、引き続き計画的にバリアフリー化を行う。	有	—	道路保全課
			R8年度	安全で快適な道路環境の実現に向けて、計画的に道路のバリアフリー化を図るとともに、歩道の段差解消や既設点字ブロックの補修などを行い、誰もが安心して利用できるバリアフリー空間を確保する。						
			R7年度	他部署や地元との連携を引き続き図り、不法占用物件の撤去、改善指導を行うことによる安全な通行同線の確保に努める。	他部署や地元との連携により、不法占用物件の減少に繋げることができた。	A	他部署や地元との連携を継続することで、障がいの有無に関わらず全ての歩行者の利便に資する歩行空間の確保に努める。	有	—	土木総務課 地域交通支援課 移動円滑推進課
			R8年度	他部署や地元との連携を引き続き図り、不法占用物件の撤去、改善指導を行うことによる安全な通行同線の確保に努める。						
③	公共交通機関の利便性の向上	障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス、超低床車両電車等の導入を促進します。 段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。 バス停にベンチを設置して待合環境の改善を推進することで、誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくとともに、公共交通の利用促進を図ります。	R7年度	電停改良について：味噌天神前電停について、引き続きバリアフリー化に向けた設計を実施する。 ベンチ設置について：バス停ベンチの設置を継続して実施することで、待合環境の改善を推進する。（R7年度62箇所）	電停改良について：測量業務の発注を行った。 ベンチ設置について：令和7年度は、背付きベンチ等、67箇所（69基）のベンチ整備を行った。（R5年度からの合計149箇所（151基））	A	電停改良について：バリアフリーマスタープランの電停改良優先度の高い電停から改良の検討を行う。 ベンチ設置について：ベンチ設置を継続して実施する。	有	—	公共交通推進課
			R8年度	電停改良について：味噌天神前電停の詳細設計を実施する。 ベンチ設置について：バス停ベンチの設置を継続して実施することで、待合環境の改善を推進する。（R8年度約80箇所）						